

「非訟事件手続法及び家事審判法の見直しに関する中間試案」 に対して寄せられた意見の概要（その１－非訟事件手続に関するもの）

- 意見募集の結果、次の団体・個人等から21通の意見が寄せられた。団体内等の略称は、括弧内のとおりである。
- 裁判所，日本弁護士連合会（日弁連），大阪弁護士会（大阪弁），第一東京弁護士会（一弁），第一東京弁護士会総合法律研究所会社法研究部会有志（一弁有志），横浜弁護士会司法制度委員会（横浜弁），広島弁護士会司法制度調査会・民事家事委員会（広島弁），日本労働弁護団（労弁），日本司法書士会連合会（日司連），愛知県司法書士会家族法研究委員会（愛知司），社団法人成年後見センター・リーガルサポート（リーガルサポート），社団法人日本経済団体連合会（経団連），財団法人日本調停協会連合会（日調連），東京家事調停協会（東家調），日本たこやき協会法令研究会（たこ協），個人6名（※ホームページ掲載に当たり，個人名の記載を省略。各項目では，「個人」と記載。）
- この資料では，試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を【賛成】【反対】の項目に整理し，意見を寄せた団体等の名称を紹介するとともに，理由等が付されているものについてはその一部の概要を紹介している。また，その他の意見については【その他の意見】としてその概要を紹介している。

全般に関する意見

- ・ 中間試案第1部第1ないし5について，労働審判法が適用を除外し又は独自規定を設けている事項については，労働審判法において適用除外を明示して，労働審判の運用に影響を及ぼさないようにすべきである。（労弁）
- ・ 手続法として必要な規程を整備し，解釈を明確化することにより予見可能性を高めつつ，手続保障を確保しなければならない。一方，民事訴訟法に準じて規定するだけでなく，簡易迅速性などの非訟事件の特色も踏まえて「必要かつ充分な手続」とする必要がある。その観点から，中間試案の考え方には，概ね賛成できる。（経団連）

第1部 非訟事件手続法の見直し

(前注1) 第1から第6までは、特別の定めのない限り、非訟事件の手続について適用されることを前提としている。また、「非訟事件」との名称及び「非訟事件手続法」との題名については、なお検討するものとする。

(前注2) 非訟事件手続法第3編及び第4編については、現行の規律を維持することを前提に、法制審議会非訟事件手続法・家事審判法部会の調査審議の対象とはしていないため、掲げていない。

【意見】

- ・ (前注1) について、「非訟事件」の名称及び「非訟事件手続法」という題名を維持すべき。「非訟事件」とは、一般的には、私権に関する事件のうち、裁判により実体的権利義務関係自体を確定するものではなく、法律関係を形成するものをいうものと解されている。「非訟事件」という名称は、「会社非訟」「借地非訟」等に見られるように広く使用されており、その名称を変更することによる影響が各方面にわたることから、名称自体は維持するべきと考える。もっとも、一般国民の理解が容易ではないという問題があるため、「非訟事件」の定義規定においてはどうか。(横浜弁)
- ・ (前注1) について、「この法律において「非訟事件」とは、法令の定めにより裁判所が処理することとされている民事事件であつて、民事訴訟法の定めによらないものをいう。」のような「非訟事件」に関する定義規定を設けるべきではないか。(個人)

第1 総則

1 裁判所及び当事者の責務（新設、民事訴訟法第2条参照）

裁判所は、非訟事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に非訟事件の手続を追行しなければならないものとする。この旨の規定を置く方向で、なお検討するものとする。

【規律を置くことに賛成】裁判所（多数）、横浜弁、日司連

- ・ 賛成意見が多数であった。非訟事件の審理において、当事者が主体的に情報や資料を提供することは不可欠である。総則の冒頭に規定を設けることは、裁判所及び当事者がそれぞれ権限を有する一方で責務をも負うことを明示する点で有益である

との指摘等があった。(裁判所)

- ・ 「当事者の役割」を新設することには賛成するが、あくまでも努力規定であることを明記し、当事者に資料提出義務を課したり、資料を提出しない自由を否定するような解釈を生まないような文言とすべきである。(日司連)

【規律を置くことに反対】なし

【その他の意見】

- ・ 一般的な訓示規定として、当事者に信義誠実義務を課すことについて特に反対するものではないが、当事者による信義誠実な手続の追行がなされていないとして、職権探知がなされないことがあるとすると、非訟事件手続の利用が不当に制限されることとなってしまう。かかる事態が生じることがないよう当事者による信義に従った誠実な訴訟手続追行に関する規定は、一般的な訓示規定であることを明確にするよう求める。かかる趣旨から、「当事者は、信義に従い誠実に非訟事件の手続を追行しなければならないものとする」については、「当事者は、信義に従い誠実に非訟事件の手続を追行するよう努めるものとする」との文言が適切である。(日弁連)
- ・ 反対しない。ただし、本規定が無制限に拡張適用され、責務を怠ったことを理由に審理が打ち切られるなど、当事者の権利を不当に制約する事態が生じないように配慮した規定とすべきである。(大阪弁)
- ・ 裁判所及び当事者の責務については、既に労働審判規則2条に類似規定を有することから、労働審判法においては、適用除外とすべきである。(労弁)

2 最高裁判所規則（新設）

この中間試案第1部に基づく法律に定めるもののほか、非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

3 管轄

(1) 土地管轄（非訟事件手続法第2条関係）

ア 住所により管轄裁判所が定まる場合

- ① 管轄裁判所が人の住所により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により、管轄裁判所は定まるものとする。

- ② 管轄裁判所が法人その他の社団又は財団の住所により定まる場

合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所により、管轄裁判所は定まるものとする。

- ③ 管轄裁判所が外国の社団又は財団の住所により定まる場合においては、日本における主たる事務所又は営業所により、日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により、管轄裁判所は定まるものとする。

イ 土地管轄が定まらない場合

非訟事件について、この中間試案第1部に基づく法律の他の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、その非訟事件は、裁判を求める事項に係る財産の所在地又は最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属するものとする。

【賛成】日弁連、横浜弁

【反対】なし

(2) 優先管轄（非訟事件手続法第3条関係）

二以上の裁判所が管轄権を有するときは、最初に事件が係属した裁判所がその事件を管轄するものとする。

【賛成】日弁連、横浜弁

- ・ 後に係属した事件については、最初に事件が係属した裁判所に移送されるという趣旨であれば、賛成である。非訟事件については、申立人が同一の事件について手続が係属しているかどうかを知りえないことがあるから、後に係属した事件については管轄が存在しないことを理由として直ちに却下するのではなく、最初に事件が係属した裁判所に移送し、手続を併合させる取扱いがなされるべきである。（日弁連）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 併合を強制することについては、裁判所による柔軟な手続運営を確保する観点から、反対であるとの指摘があった。（裁判所）
- ・ 数個の裁判所が管轄権を有することが法律上あり得るところ、提案の表記によれば、後に事件が係属した裁判所には管轄権がないかの誤解を与えるおそれがあるため、かかる誤解を生じさせないような規定にすることを条件として賛成する。（大阪弁）

(3) 管轄裁判所の指定（非訟事件手続法第4条関係）

- ① 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。
- ② 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。
- ③ ①及び②により管轄裁判所を定める裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
- ④ ①及び②の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 非訟事件手続法4条と同様の規律であり、問題はない。（日弁連）

【反対】なし

(4) 管轄の標準時（新設、民事訴訟法第15条参照）

裁判所の管轄は、非訟事件の申立てがあった時又は裁判所が職権で手続を開始した時を標準として定めるものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 民事訴訟法15条と同様の規律であり、問題はない。（日弁連）

【反対】なし

(5) 移送等

ア 管轄権を有しない裁判所による移送（新設、民事訴訟法第16条参照）

裁判所は、非訟事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送するものとする。

イ 管轄権を有する裁判所による移送（非訟事件手続法第3条ただし書関係）

第一審裁判所は、非訟事件がその管轄に属する場合においても、手続の著しい遅滞を避けるため必要があるときその他相当と認めるときは、(2)にかかわらず、申立てにより又は職権で、非訟事件の全

部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができるものとする。

ウ 簡易裁判所が管轄裁判所である場合の特則（新設，民事訴訟法第16条第2項及び第18条参照）

① 地方裁判所は，非訟事件がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する場合においても，相当と認めるときは，申立てにより又は職権で，非訟事件の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができるものとする。

② 簡易裁判所は，非訟事件がその管轄に属する場合においても，相当と認めるときは，申立てにより又は職権で，非訟事件の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができるものとする。

エ 即時抗告（新設，民事訴訟法第21条参照）

移送の裁判及び移送の申立てを却下した裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

オ 移送の裁判の拘束力等（新設，民事訴訟法第22条参照）

① 確定した移送の裁判は，移送を受けた裁判所を拘束するものとする。

② 移送を受けた裁判所は，更に事件を他の裁判所に移送することができないものとする。

③ 移送の裁判が確定したときは，非訟事件は，初めから移送を受けた裁判所に係属していたものとみなすものとする。

【賛成】裁判所（ウについて。多数），日弁連，一弁有志（イについて），大阪弁（イを除き），横浜弁

- ・ アについて，非訟事件が管轄のない裁判所に申し立てられた場合には，管轄の不存在を理由に却下するのではなく，管轄のある裁判所に移送するのが適切である。
- イについて，賛成であるが，裁判所の裁量移送が認められる「その他相当と認めるとき」は，当事者の管轄の利益を考慮し，制限的に解釈されるべきである。簡易裁判所の裁量移送の場合（民事訴訟法18条）と異なり，地方裁判所における手続については，当事者の管轄の利益を考慮し，移送については民事訴訟法と同様に制限的に解釈される必要がある。エについて，裁判所が管轄権を有しないとして移送を行う場合であっても，管轄権の有無について争いがあることがあり，裁判所が管轄を有する場合に他の管轄のある裁判所に移送する場合についても，著しい遅滞を避けるため必要があるかどうかについて争いがあることがあるが，当事者がこれらの事由について争う機会を保障することが必要であることから，移送の裁判及び移送の

申立てを却下した裁判に対しては即時抗告を認めることが適切である。(日弁連)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ イについて、条件付賛成。非訟事件においても、相手方のある事件については、当事者間の衡平の観点から移送が認められるべき事案も想定されるところ、かかる場合にも移送が認められることを明記すべきである。また、移送申立てがなされた場合及び職権により移送決定を行うに当たっては、当事者の意見を聴取する必要があることを法律若しくは規則に明記すべきである。(大阪弁)
- ・ イについて、賛成であるが、管轄裁判所以外の裁判所への移送（民事訴訟法第17条参照。）を認めることを可能とする方策を講じる必要があるとの意見があった。例えば、会社非訟事件については、管轄裁判所が一つであるため（会社法第868条）、本条項により他の裁判所に移送される場面は存在しないこととなる。しかしながら、実務上、本店の所在地を地方に置きながらも、実際の本社機能は東京にあり、東京で株主総会を開催している会社も散見され、必ずしも会社の本店所在地とその実体が一致しているとは限らない。このような場合に、例えば、総会検査役の選任を申し立てるとすれば（会社法第306条）、管轄が地方にしか存在せず、手続の遅滞が生じるおそれがある。したがって、管轄裁判所以外の裁判所への移送を認める必要性があるとの意見があった。これに対し、会社の本店を定める際に、本店所在地において非訟手続の申立てをなされる可能性を考慮できる以上、管轄のない裁判所にまで移送を認める必要はないとの意見もあった。(一弁有志)
- ・ ウについて、賛成意見が多数であったが、当事者に申立権を付与することについては、反対意見も出された。(裁判所)
- ・ 民事訴訟規則8条と同様に、裁判所の裁量によって事件を移送する場合には、当事者の意見を聴くべきことを規則の中で定めるべきである。(日弁連)

4 裁判所職員の除斥及び忌避（非訟事件手続法第5条関係）

(1) 裁判官の除斥（民事訴訟法第23条参照）

① 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥されるものとする。ただし、fに掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げないものとする。

a 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者若しくは裁判を受けるべき者（以下本項目（4 裁判所職員の除斥及び忌避）において「当事者等」という。）であるとき、又は事件について当事者等と共同権利者、共同義務者若しくは償

還義務者の関係にあるとき。

- b 裁判官が当事者等の4親等内の血族，3親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき，又はあったとき。
- c 裁判官が当事者等の後見人，後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人又は補助監督人であるとき。
- d 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となったとき，又は審問を受けたとき。
- e 裁判官が事件について当事者等の代理人又は補佐人であるとき，又はあったとき。
- f 裁判官が事件について仲裁判断に関与し，又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

② ①の除斥の原因があるときは，裁判所は，申立てにより又は職権で，除斥の裁判をするものとする。

(注1) 「裁判を受けるべき者」については，6(1)(注2)参照。

(注2) 「審問」については，10(2)(注3)参照。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 裁判の公正を保つため，非訟事件手続についても，民事訴訟法と同様の除斥事由を定めるべきである。なお，非訟事件については当事者だけでなく，裁判官と裁判を受けるべき者との間に一定の身分関係がある場合にも裁判の公正を妨げるおそれがあることから，この場合にも除斥事由があることに賛成である。(日弁連)

【反対】なし

(2) 裁判官の忌避（民事訴訟法第24条参照）

- ① 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは，当事者は，その裁判官を忌避することができるものとする。
- ② 当事者は，裁判官の面前において陳述をしたときは，その裁判官を忌避することができないものとする。ただし，忌避の原因があることを知らなかったとき，又は忌避の原因がその後に生じたときは，この限りでないものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 裁判の公正を保つため，非訟事件手続についても，民事訴訟法と同様の忌避の制度を設けるべきである。(日弁連)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 以下の指摘等があった。

忌避に関し、労働審判手続については、①濫用的な申立てが懸念され、早期の心証開示を伴う調停的進行の妨げとなること、②労働審判員に対する忌避を認めることになると、労働審判員の職権行使に対する影響が大きいこと、③労働審判の迅速性に反すること、④適法な異議により労働審判の効力が失われるため、必要性に乏しいことから、労働審判官、労働審判員共に準用することに反対である。

民事調停委員についても認めないのが相当である。(裁判所)

- ・ 「裁判を受けるべき者」の範囲が具体的に明らかでないが、仮に、広く会社株主が「裁判を受けるべき者」に当たる非訟類型があるのであれば、その場合に除斥の対象となる裁判官の範囲が合理的範囲を超えることが想定される。例えば、「裁判官が当事者等の4親等内の血族、3親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。」が除斥事由に該当するところ、株主が「当事者等」に当たる非訟類型（会社法840条2項、同842条2項等）においては、裁判官が申立てを行っていない会社株主の4親等内の血族、3親等内の姻族若しくは同居の親族である場合に常に当該裁判官が除斥対象となるのは相当でない。したがって、会社非訟事件においては、この点検討の上、本法又は会社法において除斥事由の特則を設けるなどの対処をされたい。(一弁有志)
- ・ 労働審判法は、「紛争の実情に即した迅速・・・な解決を図ることを目的」とし(労働審判法1条)、あえて忌避規定を設けず、準用もしていないことから、労働審判法において適用除外とすべきである。(労弁)

(3) 除斥又は忌避の裁判（民事訴訟法25条第1項から第3項まで参照）

- ① 合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をするものとする。
- ② 地方裁判所における①の裁判は、合議体とするものとする。
- ③ 除斥され、又は忌避された裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができないものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 民事訴訟法25条1項から3項までと同様の規律であり、問題ない。(日弁連)

【反対】なし

(4) 簡易却下手続

非訟事件の手続を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立ては、これを却下しなければならないものとする。忌避の申立てが(2)②に違反し、又は忌避の申立ての方式に反する場合も、同様とするものとする。

(注1) (4)による忌避申立ての却下(簡易却下)の裁判は、一人で事件を取り扱っている裁判官又は受命裁判官が忌避されたときはその裁判官が、合議体で事件を取り扱っている場合においてその合議体の構成員が忌避されたときはその合議体である裁判所が、それぞれするものとする。

(注2) 忌避の申立ての方式としては、次のとおりとすることを前提としている。

- ① 裁判官に対する忌避の申立ては、その原因を明示して、裁判官の所属する裁判所にしなければならないものとする。
- ② ①の申立ては、期日においてする場合を除き、書面でしなければならないものとする。
- ③ 忌避の原因は、申立てをした日から3日以内に疎明しなければならないものとする。本文(2)②ただし書に規定する事実についても、同様とするものとする。

(4)前段(非訟事件の手続を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立ての簡易却下)について

【賛成】裁判所(多数), 日弁連, 横浜弁

- ・ 賛成意見が多数であった。(裁判所)
- ・ 前段については賛成する。ただし、簡易却下制度は民事訴訟法にもない規律であるから、忌避の申立てを不当に制限することのないようその運用においては十分に注意がなされる必要がある。(日弁連)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 反対しない。(大阪弁)

(4)後段のうち(2)②に違反する場合の簡易却下について

【賛成】裁判所(多数), 横浜弁

- ・ 賛成意見が多数であった。(裁判所)

【反対】日弁連, 大阪弁

- ・ 忌避原因を知っていたか否かについては、必ずしも明らかではなく、争いがあることもあるから、(2)②を理由として簡易却下をできるとするのは適切・相当でない。

(日弁連, 大阪弁)

(4) 後段のうち忌避の申立てが忌避の申立ての方式に反する場合の簡易却下について

【賛成】裁判所(多数), 横浜弁

- ・ 賛成意見が多数であった。(裁判所)

【反対】大阪弁

- ・ 方式違背を理由とする簡易却下は, 是正措置を講じても是正されないことを要件とすべきである。(大阪弁)

【その他の意見】

- ・ 基本的に賛成であるが, 方式違背を理由とする簡易却下は, 是正措置を講じても是正されないことを要件とすべきである。非訟事件手続は迅速性が要求される手続であるとしても, 忌避の申立ての方式に反する場合について簡易却下できるとすると, 忌避申立てが方式違反であることを理由に不当に却下されてしまう可能性がある。当事者として簡易却下に対して即時抗告ができるとしても, 第一審での審理を受ける可能性を奪うことになるから, 即時抗告の可能性のあることをもって, 簡易却下の範囲を広げることができる事由とはならない。(日弁連)

(5) 即時抗告等(民事訴訟法第25条第4項及び第5項参照)

- ① 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しては, 不服を申し立てることができないものとする。
- ② 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しては, 即時抗告をすることができるものとする。

【賛成】日弁連, 大阪弁, 横浜弁

- ・ 忌避申立てを却下する裁判に対しては即時抗告を認めることが適切である。(日弁連)

【反対】なし

(6) 手続の停止(民事訴訟法第26条参照)

- ① 除斥又は忌避の申立てがあったときは, その申立てについての裁判が確定するまで手続を停止しなければならないものとする。ただし, 急速を要する行為については, この限りでないものとする。
- ② (4)により忌避の申立てを却下した場合には, (6)①を適用しないものとする。

【賛成】 日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 除斥・忌避の申立てがあった場合に，急速を要する行為を除き，手続が停止することを定めるものであり，適切である。簡易却下の手続を設ける以上，簡易却下の際に手続が停止しないこともやむを得ないことから，②の規律自体に反対するものではない。しかしながら，上記（４）記載のとおり，簡易却下ができる場合については限定的にすべきである。（日弁連）

【反対】 なし

(7) 裁判所書記官への準用（民事訴訟法第27条参照）

(1) から (6) までの規律は，裁判所書記官について準用するものとする。この場合においては，除斥又は忌避についての裁判は，裁判所書記官の所属する裁判所がするものとする。

(注) 受命裁判官が手続等を行っている場合において，その手続に関与している裁判所書記官が忌避されたときは，(4)による忌避申立ての却下（簡易却下）の裁判は，その受命裁判官がするものとする。

【賛成】 日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 裁判所書記官は手続について一定の権限を有するので，裁判の公平を図るため，裁判所書記官についても除斥及び忌避の制度が適用される必要がある。（日弁連）

【反対】 なし

5 当事者能力及び手続行為能力等（新設）

(1) 当事者能力（民事訴訟法第28条及び第29条参照）

- ① 当事者能力は，特別の定めがある場合を除き，民法その他の法令に従うものとする。
- ② 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは，当事者能力を有するものとする。

【賛成】 日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 当事者能力について民法28条，29条と同様の規律を置くことに問題はない。（日弁連）

【反対】 なし

【その他の意見】

- ・ 当事者能力について，労働審判法においても従来から民訴法が類推適用されると解されてきたことから，立法化に異議はない。（労弁）

(2) 選定当事者（民事訴訟法第30条参照）

【甲案】

- ① 共同の利益を有する多数の者で(1)②に該当しないものは、その中から、全員のために申立人又は相手方となるべき一人又は数人を選定することができるものとする。
- ② 非訟事件の係属の後、①により申立人又は相手方となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に非訟事件から〔脱退〕するものとする。
- ③ 係属中の非訟事件の申立人又は相手方と共同の利益を有する者で当事者でないものは、その申立人又は相手方を自己のためにも申立人又は相手方となるべき者として選定することができるものとする。
- ④ ①又は③により申立人又は相手方となるべき者を選定した者（以下「選定者」という。）は、その選定を取り消し、又は選定された当事者（以下「選定当事者」という。）を変更することができるものとする。
- ⑤ 選定当事者のうち死亡その他の事由によりその資格を喪失した者があるときは、他の選定当事者において全員のために手続行為（非訟事件の手続についての行為をいう。以下第1部において同じ。）をすることができるものとする。

【乙案】

選定当事者制度は、設けないものとする。

【甲案に賛成】裁判所（一部）、日弁連、大阪弁

- ・ 乙案に賛成する意見が多数であったが、甲案に賛成する意見も出された。（裁判所）
- ・ 事件によっては、選定当事者の必要性が全くないとは言えないことから、民事訴訟法30条と同様に選定当事者の規定を置くことに問題はない。（日弁連）
- ・ 選定当事者制度は民事訴訟法にも設けられており、また例えば代理人を選任していない当事者で、夫婦や親子など利害関係を共通にする者が利用することも想定されるなど国民の利便性に資するといえること、他方、民事訴訟においても選定当事者は余り活用されていないといえるものの大きな弊害もないことから、甲案に賛成する。（大阪弁）

【乙案に賛成】裁判所（多数）、一弁有志、横浜弁、経団連

- ・ 乙案に賛成する意見が多数であったが、甲案に賛成する意見も出された。その他、以下の指摘等があった。

非訟事件は、事件類型ごとに個別性が強く、必ずしも合一的確定が求められるわけでもないため、当事者側の事情に基づいて選定当事者による手続追行を認めることが、効率的かつ合目的な手続進行に資するとはいえない。

非訟事件では多数の者が手続に関与すべき場合が多いとはいえ、民事訴訟でも有効に活用されていない選定当事者の制度を非訟事件について規定する意義は乏しい。

選定行為の取消しについて制限を設けない場合には、手続が混乱するおそれがある。(裁判所)

- ・ 実務上、選定当事者制度が使われておらず、必要性が認められない。また、会社非訟事件については、株主が当事者としての資格を有する類型が多く見られるところ、仮に選定当事者制度を認めた場合、株を譲り受けることにより容易に当事者としての資格を有することが可能となる。当事者及び任意代理人の資格を制限する規定があるにも関わらず、選定当事者制度が脱法的に利用される可能性がある。(一弁有志)
- ・ 非訟事件の手続においても、多数の者が当事者として手続に関与することで、審理手続が煩雑なものとなる場合があるから、そのような弊害を避ける手段が必要ではあるが、非訟事件の手続においては、裁判所の許可を得て、弁護士以外の者を任意代理人とすることができるから、当事者の一人を任意代理人に選任すれば足り、選定当事者制度を設ける必要性は小さい。また、非訟事件においては、多数の者が手続に関与すべき場合が一般的に多いとはいえ、必要があれば個別の法令（民事調停規則37条・公害調停における代表当事者選任制度等）で対処が可能と考えられる。(横浜弁)
- ・ 非訟事件手続においては簡易迅速が重要であるため、任意代理人制度の選任の方が簡便であることからすれば、あえて当該規定を設ける必要性に乏しい。(経団連)

【その他の意見】

- ・ 以下の指摘等があった。

労働審判手続については、①個別労働関係民事紛争を対象とするものであり、多数当事者を前提とする選定当事者制度になじまないこと、②労働審判手続の簡易迅速性を損なうことから、準用に反対である。(裁判所)
- ・ 選定当事者について、積極的に異議を唱えるものではないが、労働審判法における実際の運用には無理があるとする。(労弁)

(3) 手続行為能力及び法定代理

ア 原則（民事訴訟法第28条参照）

手続行為能力（非訟事件の手続についての行為（以下第1部にお

いて「手続行為」という。)をする能力をいう。以下第1部において同じ。)及び手続行為能力を欠く者の法定代理は、特別の定めがある場合を除き、民法その他の法令に従うものとする。手続行為をするのに必要な授權についても、同様とするものとする。

イ 未成年者及び成年被後見人の手続行為能力（民事訴訟法第31条参照）

未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続行為をすることができないものとする。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができる場合は、この限りでないものとする。

ウ 被保佐人、被補助人及び法定代理人の手続行為の特則（民事訴訟法第32条参照）

① 被保佐人、被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。②において同じ。）又は後見人その他の法定代理人が、他の当事者がした非訟事件の申立て又は抗告について手続行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授權を要しないものとする。職権により手続が開始された場合も、同様とするものとする。

② 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人は、次に掲げる手続行為をするには、特別の授權がなければならないものとする。

a 非訟事件の申立ての取下げ、和解、調停を成立させる合意〔又は脱退〕

b 終局裁判に対する抗告、第3の1(6)ア②の申立て（抗告許可の申立て）又は本案裁判に対する異議の申立ての取下げ

（注1）被保佐人は、保佐人の同意を得なければ手続行為をすることができないことが原則であることを前提としている。被補助人についても、裁判所の審判により補助人の同意を得なければならないものとされた場合は、同様である。

（注2）②aの脱退については、7で規律の必要性を含めて検討することとしているので、亀甲括弧を付している。

エ 外国人の手続行為能力の特則（民事訴訟法第33条参照）

外国人は、その本国法によれば手続行為能力を有しない場合であっても、日本法によれば手続行為能力を有すべきときは、手続行為能力者とみなすものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 非訟能力及び非訟無能力者の法定代理について，民事訴訟法第28条，第31条，第32条及び第33条と同様の規律を置くことに問題はない。（日弁連）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 基本的に賛成である。しかし，「法定代理人」について定義付けをすべきではないか。また，「法定代理人」による権限行使について適正を確保できない場合（子の利益に反する場合，子の利益が侵害される恐れがあるなど法定代理人の権限行使に期待できない場合等）の未成年者の適正手続確保について，後記特別代理人のみで足りるか等，更に検討すべき。（一弁）
- ・ 手続行為能力について，労働審判法においても従来から民訴法が類推適用されると解されてきたことから，立法化に異議はない。（労弁）

(4) 手続行為能力等を欠く場合の措置等（民事訴訟法第34条参照）

- ① 手続行為能力，法定代理権又は手続行為をするのに必要な授權を欠くときは，裁判所は，期間を定めて，その補正を命じなければならないものとする。この場合において，遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは，裁判所は，一時手続行為をさせることができるものとする。
- ② 手続行為能力，法定代理権又は手続行為をするのに必要な授權を欠く者がした手続行為は，これらを有するに至った当事者又は法定代理人の追認により，行為の時にさかのぼってその効力を生ずるものとする。

（注）（2）において甲案を採用した場合には，選定当事者について，（4）①及び②の規律を準用するものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 民事訴訟法34条と同様の規律を置くことに問題はない。（日弁連）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 手続行為能力について，労働審判法においても従来から民訴法が類推適用されると解されてきたことから，立法化に異議はない。（労弁）

(5) 特別代理人（民事訴訟法第35条参照）

- ① 裁判長は、未成年者若しくは成年被後見人について法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、未成年者又は成年被後見人について特別代理人を選任することができるものとする。
- ② ①による特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてするものとする。
- ③ 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができるものとする。
- ④ 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授權がなければならぬものとする。
- ⑤ ①の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【賛成】 日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 未成年者又は成年被後見人に法定代理人がない場合もあるから、民事訴訟法35条を参照して特別代理人について定めることが適切である。(日弁連)

【反対】 なし

【その他の意見】

- ・ 条件付賛成。特別代理人は、法律の専門職である弁護士とすべき。特別代理人の選任については、「法定代理人」による権限行使について適正を確保できない場合（子の利益に反する場合、子の利益が侵害される恐れがあるなど法定代理人の権限行使に期待できない場合等）の未成年者の適正手続確保について、職権で特別代理人を選任できるようにすべきである。その場合の費用負担、費用救助について、職権で定めることができるようにすべきである。(一弁)
- ・ 手続行為能力について、労働審判法においても従来から民訴法が類推適用されると解されてきたことから、立法化に異議はない。(労弁)

(6) 法定代理権の消滅の通知（民事訴訟法第36条及び民事訴訟規則第17条参照）

【甲案】

法定代理権の消滅は、本人又は代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じないものとする。

(注) (2)において甲案を採用した場合には、選定当事者の選定の取消し及び変更について、この規律を準用するものとする。

【乙案】

法定代理権は、民法その他の法令が定める消滅事由が発生した場合には、その消滅を裁判所に通知したか否かにかかわらず、直ちに消滅するものとする。

【甲案に賛成】裁判所（多数）、一弁有志、大阪弁、横浜弁、経団連

- ・ 甲案に賛成する意見が多数であった。その他、手続の連続性及び安定性を重視すべきである、特に書面審理で手続を進行させる場合には、当事者から通知がない限り、裁判所が法定代理権の消滅を知ることは困難であるとの指摘等があった。（裁判所）
- ・ 法定代理権消滅の時期について争いが生じる事態を回避する必要がある。（一弁有志）
- ・ 本人保護の観点からは乙案が望ましいとも考えられるが、法定代理権の消滅時期をめぐる争いを防止し、手続の安定を図る必要があることから、非訟事件一般にしては、甲案に賛成する。（大阪弁）
- ・ 法定代理権の消滅事由が発生しても、そのことを裁判所が直ちに把握することはできないので、手続の安定性確保のため、裁判所に対してその旨を通知しない限り、手続上の法定代理権は消滅しないとする甲案が妥当である。民事訴訟の手続においても同様の規定があり（民事訴訟法36条1項）、非訟事件を別個に考える必要性はないと考えられる。（横浜弁）
- ・ 手続の安定に資する。また、非訟事件では、訴訟事件と異なり、裁判所が、裁判をした後に不当と認めるときには、裁判の取消し又は変更が可能であり、本人保護に欠けるところはない。（経団連）

【乙案に賛成】日弁連

- ・ 非訟事件における迅速な手続確保の観点からは、甲案が妥当とも考えられるが、法定代理権が消滅したにもかかわらず、手続が進行することによって本人の被る不利益を回避する観点からは乙案が妥当である。（日弁連）

(7) 法人の代表者等への準用（民事訴訟法第37条参照）

この中間試案第1部に基づく法律中法定代理及び法定代理人に関する規律は、法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人について準用するものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 法人の代表者が代表権限を欠く場合の補正や、特別代理人の制度は、法人の代表者

にも必要であるから、法定代理及び法定代理人に関する規律を準用するのが適切である。また、法人の代表者が死亡その他の理由によって代表権限を欠くに至った場合には、その承継人から裁判所に通知することが可能であるから、非訟事件手続における迅速性の要請を重視し、代表権限の消滅については、新しい代表者又は管理人から裁判所に通知しなければその効力を生じないとすべきである（(6)における甲案が妥当である）。（日弁連）

【反対】なし

6 参加（新設）

(1) 当事者参加

- ① 当事者となる資格を有する者は、当事者として非訟事件の手続に参加することができるものとする。
- ② 裁判所は、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者であって裁判を受けるべき者を、当事者として非訟事件の手続に参加させることができるものとする。
- ③ ①による参加の申出及び②による参加の申立ては、参加の趣旨及び原因を記載した書面でしなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、①による参加の申出及び②による参加の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。
①による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(注1) 当事者参加人（①又は②により参加した者をいう。以下第1部において同じ。）は、参加により当事者となり、以後は、当事者として扱われることとなる。ただし、当事者参加人は、従前の申立人がした申立ての取下げ及びその交換的変更並びに他の者が提起した即時抗告の取下げを行うことができないことを前提としている。

(注2) 「裁判を受けるべき者」とは、積極的内容の審判が出された場合において、その裁判を受ける者になるものをいう。

【賛成】裁判所（一部）、日弁連、大阪弁、横浜弁、日司連

- ・ 賛否両論であった。（裁判所）

【反対】裁判所（一部）

- ・ 賛否両論であったが、特に以下の有力な反対意見が出された。
効率的かつ合目的な手続であるべき非訟手続においては、他者の申立事件に参加できる当事者は必要最小限度のもので足りる。本文①については、(ア)権利義務

の特定承継人が参加することには賛成であるが、(イ)申立権のある者は自ら申し立てればよく、必要に応じて併合すれば足り、(ウ)相手方を間違えたような場合に、本来の相手方をその間違った手続に参加させる必要はなく、別途申立てをすべきである。本文②については、参加を促せばそれで足り、裁判所の判断により、参加する意思のない者を引き込む制度まで設ける必要はない。(裁判所)

【その他の意見】

- ・ その他、以下の指摘等があった。

裁判を受けるべき者の範囲が必ずしも明確でない事件類型もあり、個別法において、一義的に参加することができる者の範囲を定めるべきである。

手続を著しく遅滞させるおそれがある場合は、参加を認めないことができるものとすべきである。

労働審判手続については、①個別労働関係民事紛争を対象としており、手続の簡易迅速性を損なう、②参加の機会(手続保障)を確保する必要のある複数当事者が関与する事案については、民事訴訟移行後における参加の機会を確保すれば足りるから、準用に反対である。(裁判所)
- ・ 「他の当事者となる資格を有する者であって裁判を受けるべき者」について、仮に証拠調べの対象とするのでは足りず当事者として訴訟に引き込むことに特段意義がないのであれば、②「裁判所は、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者であって裁判を受けるべき者を、当事者として非訟事件の手続に参加させることができるものとする。」との点には反対する。なお、「参加」との用語を用いているが、本法における「参加」の効果が民事訴訟法上の「参加」と異なるのであれば、本法においては例えば「非訟参加」等の用語を用いて両者を文言上も区別するのが相当と考える。(一弁有志)
- ・ 労働審判手続では、当事者参加について、労働審判申立後の労働契約承継の場合等に一応有益と考えられることから、立法化に異議はない。(労弁)
- ・ 従前の当事者が当事者参加に対して異議を述べることができる規定を検討すべきである。(日司連)

(2) 利害関係参加

ア 参加の要件及び方式等

- ① 裁判を受けるべき者は、利害関係人として非訟事件の手続に参加することができるものとする。
- ② 裁判を受けるべき者以外の者で非訟事件の裁判の結果について重大な利害を有するものは、裁判所の許可を得て、利害関係人としてその非訟事件の手続に参加することができるものとする。

③ ①による参加の申出及び②による参加の許可の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならないものとする。

④ 裁判所は、①による参加の申出及び②による参加の許可の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。①による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 利害関係参加人の地位

ア①又は②により参加した者（以下第1部において「利害関係参加人」という。）は、非訟事件について、当事者としてすることができる手続行為をすることができるものとする。

（注）利害関係参加人は、従前の申立人がした申立ての取下げ及びその変更、他の者が提起した即時抗告の取下げ並びに申立人として行うことができる申立却下の裁判に対する即時抗告を行うことができないことを前提としている。

（後注）当事者となる資格を有する者は、(1)により当事者として非訟事件の手続に参加することができるが、他方で、手続に参加することは希望するが申立人等の当事者になることを希望しないときは、(2)により利害関係人として非訟事件の手続に参加することができる（裁判を受けるべき者であるときは(2)ア①により、裁判を受けるべき者以外の者であるときは(2)ア②による。）ことを前提としている。

【賛成】日弁連（ア②を除き）、一弁有志、大阪弁（ア②を除き）、横浜弁、日司連

- ・ イに関し、利害関係参加人には、当事者と同様の手続行為を広く認めるべきである。ただし、利害関係参加人は飽くまで参加人であって当事者ではないので、中間試案のとおり、手続の開始や終結に関する、申立ての取下げ、変更、即時抗告の取下げ、申立て却下の裁判に対する即時抗告を行うことはできないとすべきである。（日弁連）
- ・ イに関し、ただし書きにおいて、利害関係参加人は即時抗告をすることができないとされているが、「第3不服申立等 1 本案裁判に対する不服申立 (1) 不服申立の対象 ①本案裁判により権利又は法律上保護される利益を害されたものは、その裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする」とされているため、中間試案の規定によっても参加人の利益を不当に阻害することにはならないと考える。（大阪弁）

【反対】裁判所（一部）、日弁連（ア②について）、大阪弁（ア②について）

- ・ 賛否両論であったが、特に以下の有力な反対意見が出された。

①効率的かつ合目的な手続であるべき非訟手続において、当事者ではない利害関係人の参加を認める必要性はない、②「重大な利害を有するもの」の範囲が不明確であり、参加の可否自体が問題になり、なすべき審理の迅速な進行の妨げとなる、③参加人に対する手続及び決定の効力が不明である、④当該利害関係人を当事者とする申立権その他手続保障が個別の制度において設けられていればよい。

商事非訟事件等において、裁判の結果について重大な利害を有するものが著しく多数に及ぶ事件類型も少なくなく、運用上の困難を来すおそれがある。(裁判所)

- ・ アに関し、②において「重大な」は削除すべきである。審理を受けるべき者が最も利害関係が直接的であるので、当然に参加できるものとして、それ以外の結果について利害を有する者の参加には裁判所の許可を要するとすることは合理的である。しかしながら裁判の結果について利害関係を有する者については、広く参加を認めるのが、適切である。利害関係人の参加によって実体的真実の発見に資することがある。民事訴訟の補助参加とは本項の利害関係参加に異なる趣旨があることは理解できるが、その点は利害の有無によって判断することができ、それに重大という規範的要件を加えることは、参加の許可の判断が恣意的になるおそれがある。(日弁連)
- ・ ア②については、「裁判を受けるべき者以外の者で非訟事件の裁判の結果について利害を有するもの」は、裁判所の許可を得た上で利害関係人として参加することを認めるべきである。非訟事件において、民訴法の42条（補助参加）の「利害関係を有する第三者」と同様に広く第三者の手続参加を認める必要がないことは認めるが、その場合においても「重大な」という評価概念を参加資格の判断に取り入れることはその解釈に無用の紛争が生じる可能性があり、好ましいとはいえない。非訟事件の手続に参加するに足りる利害を有しない者については、裁判所において参加を許可しないと判断をすれば足りると考える。(大阪弁)

【その他の意見】

- ・ 以下の指摘等があった。

手続を著しく遅滞させるおそれがある場合には、参加を認めないことができるものとすべきである。

労働審判手続については、①労働審判手続においては、パワハラ・セクハラ事案の当該パワハラ行為を行った個人、安全配慮義務違反事案の当該安全配慮義務違反をした個人が考えられるが、そもそも当該個人と申立人との間の紛争は、労働審判手続の対象とならないものであり、既判力はもちろんのこと、争点効や審判手続上の信義則に基づく制約が及ばないものと考えられるから、労働審判手続に利害関係参加の制度を導入する必要性はない、②労働審判法29条が準用する民事調停法11条の規律により必要かつ十分である、③利害関係参加につき即時抗告の可能な申立権を認めることは、簡易迅速な解決を阻害するおそれがあることから、準用に反対で

ある。(裁判所)

- ・ 条件付賛成。子（未成年者）について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、遅滞のため損害を生ずる恐れがあるときにも、利害関係人の申立てにより、又は職権で、未成年者又は成年被後見人について特別代理人を選任することができるものとすべきである。また、特別代理人は、裁判手続に関わるのであるから、法律の専門職である弁護士とすべきである。(一弁)
- ・ 当事者参加における「引き込み」を認めず、また、その他の点で当事者参加と利害関係人参加の効果に相違ないのであれば、当事者参加と利害関係人参加（うち、「裁判を受けるべき者」の参加）とを実質上区別して規定する意義に乏しいとの指摘があった。(一弁有志)
- ・ 労働審判手続では、[利害関係人参加]（新設）について、既に労働審判法29条が準用する民事調停法11条に定めがあるものの、立法化について異議はない。(労弁)
- ・ 従前の当事者が利害関係人参加に対して異議を述べることができる規定を検討すべきである。(日司連)

7 脱退

当事者となる資格を有する者が当事者として非訟事件の手続に参加した場合には、参加前の当事者は、裁判所の許可を得て、その手続から脱退することができるものとするについては、なお検討するものとする。

【規律を設けるべきとする意見】日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 実体的権利関係に変動が生じた場合など、新しい当事者の参加があった場合に、従前の当事者を当事者としておく必要がない場合もあるから、裁判所の許可によって手続からの脱退を認めるのが適切である。(日弁連)
- ・ 当事者として関与する必要があると考える者は、事実上手続に関与しなければよいとの意見も考えられるとのことであるが、手続参加を望まない者についてあえて当事者としての取扱いを継続する理由はない。また脱退について手続を設けない場合、脱退を求める当事者に対する取扱いが不明確となる事態が生じることから、裁判所の許可を要件として脱退できることを明記することは手続の明確化に資すると考える。(大阪弁)
- ・ 手続を明確にするため。(横浜弁)

【規律を設けるべきでないとする意見】裁判所（一部）

- ・ 賛否両論であったが、特に以下の有力な反対意見が出された。
申立ての一部取下げにより対応することができるほか、手続に関与する必要のな

くなった当事者は、事実上関与しなければよく、手続進行上の支障や負担にはならない。(裁判所)

【その他の意見】

- ・ 議論の前提として、脱退の効力を明らかにされたい。なお、「脱退」との用語を用いているが、本法における「脱退」の効果が民事訴訟法上の「脱退」と異なるのであれば、本法においては例えば「非訟脱退」等の用語を用いて両者を文言上も区別するのが相当と思案する。(一弁有志)

8 任意代理人

(前注) 中間試案第1部では、「任意代理人」を、特定の事件について包括的に手続追行をなす委任を受けて手続行為についての代理権を付与された者と、法令が一定の地位の者に手続行為についての代理権を付与していることにより代理権を取得した者の意で用いている。

(1) 任意代理人の資格(非訟事件手続法第6条関係)

- ① 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ任意代理人となることができないものとする。ただし、第一審裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を任意代理人とすることができるものとする。
- ② ①のただし書の許可は、いつでも取り消すことができるものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 非訟事件における弁護士代理の原則を定めるものであり、問題ない。(日弁連)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 少なくとも会社非訟事件については、その専門性が高いこと、判決が及ぶ範囲大きいこと(対世効等)等から、任意代理人の資格を弁護士に限定する必要がある。(一弁有志)
- ・ 労働審判手続に関し、任意代理人について、労働審判法は、適用除外とした上で、独自規定(労働審判法4条)を設けていることから、労働審判法において適用除外とすべきである。(労弁)
- ・ 簡易裁判所が管轄権を有する非訟事件に関し、司法書士法第3条第1項第6号の業務を行うことができる司法書士(以下、「認定司法書士」という。)を任意代理人とすることができるようにすべきである。(日司連)

(2) 任意代理権の範囲（新設，民事訴訟法第55条参照）

- ① 任意代理人は，委任を受けた事件について，参加，強制執行及び保全処分に関する行為をし，かつ，弁済を受領することができるものとする。
 - ② 任意代理人は，次に掲げる事項については，特別の委任を受けなければならないものとする。
 - a 非訟事件の申立ての取下げ，和解，調停を成立させる合意又は〔脱退〕
 - b 終局裁判に対する抗告，第3の1(6)ア②の申立て（抗告許可の申立て）若しくは本案裁判に対する異議の申立て又はこれらの取下げ
 - c 代理人の選任
- （注）②aの脱退については，7で規律の必要性を含めて検討することとしているので，亀甲括弧を付している。
- ③ 任意代理権は，制限することができないものとする。ただし，弁護士でない任意代理人については，この限りでないものとする。
 - ④ ①から③までは，法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げないものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 民事訴訟法55条と同様の規律であり，問題ない。（日弁連）

【反対】なし

(3) 個別代理（新設，民事訴訟法第56条参照）

- ① 任意代理人が数人あるときは，各自当事者を代理するものとする。
- ② 当事者が①と異なる定めをしても，その効力を生じないものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 民事訴訟法56条と同様に各自代理の原則を定めるものであり，問題ない。（日弁連）

【反対】なし

(4) 当事者による更正（新設，民事訴訟法第57条参照）

- 任意代理人の事実に関する陳述は，当事者が直ちに取り消し，又は更正したときは，その効力を生じないものとする。

【賛成】大阪弁， 横浜弁

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 特に反対するものではない。(日弁連)

(5) 任意代理権を欠く場合の措置等（新設， 民事訴訟法第59条並びに第34条第1項及び第2項参照）

- ① 任意代理権を欠くときは， 裁判所は， 期間を定めて， その補正を命じなければならないものとする。この場合において， 遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは， 裁判所は， 一時手続行為をさせることができるものとする。
- ② 任意代理権を欠く者がした手続行為は， 当事者， 法定代理人又は任意代理権を有するに至った任意代理人の追認により， 行為の時にさかのぼってその効力を生ずるものとする。

【賛成】日弁連， 大阪弁， 横浜弁

- ・ 任意代理権を欠く場合の補正， 及び任意代理権を欠く者がした手続行為についての当事者による追認の規定であり， 問題ない。(日弁連)

【反対】なし

(6) 任意代理権の不消滅（新設， 民事訴訟法第58条参照）

- ① 任意代理権は， 次に掲げる事由によっては， 消滅しないものとする。
 - a 当事者の死亡又は手続行為能力の喪失
 - b 当事者である法人の合併による消滅
 - c 当事者である受託者の信託に関する任務の終了
 - d 法定代理人の死亡， 手続行為能力の喪失又は代理権の消滅若しくは変更
- ② 一定の資格を有する者で自己の名で他人のために手続の当事者となるものの任意代理人の代理権は， 当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によっては， 消滅しないものとする。

(注1) 5(2)において甲案を採用した場合には， 選定当事者の任意代理人の代理権は， 選定当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によっても， 消滅しないものとする。

(注2) ①aからcまで及び②の規律は， 10(7)アにより手続を続行する者がある

場合を前提としている。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 本人が死亡等した場合であっても、手続を続行する者がいる場合に、任意代理権が消滅しないことを定めたものであり、問題ない。(日弁連)

【反対】なし

(7) 任意代理権の消滅の通知（新設、民事訴訟法第59条及び第36条参照）

【甲案】

任意代理権の消滅は、本人又は任意代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じないものとする。

【乙案】

任意代理権は、民法その他の法令が定める消滅事由が発生した場合には、その消滅を裁判所に通知したか否かにかかわらず、直ちに消滅するものとする。

【甲案に賛成】裁判所、日弁連、大阪弁、横浜弁、経団連

- ・ 甲案に賛成で異論は見られなかった。手続の連続性及び安定性を重視すべきである、法定代理権の消滅の場合以上に、本人保護を手続の安定性に優先させるべき理由は無いとの指摘等があった。(裁判所)
- ・ 任意代理人の場合には、本人が意思能力を有するので、裁判所への通知は可能であり、法定代理権の場合と異なって本人保護の要請が問題とならない。手続の安定を図る観点からは、任意代理権の消滅は裁判所に通知しなければその効力が生じないというのが妥当である。(日弁連)
- ・ 本人保護の観点からは乙案が望ましいとも考えられるが、法定代理権の消滅の場合に比しても本人保護の要請は通常問題とならず、任意代理権の消滅時期をめぐる争いを防止し、手続の安定を図る必要があることから甲案に賛成する。(大阪弁)
- ・ 任意代理権の消滅事由が発生しても、そのことを裁判所が直ちに把握することはできないので、手続の安定性確保のため、裁判所に対してその旨を通知しない限り、手続上の任意代理権は消滅しないとする甲案が妥当である。民事訴訟の手続においても同様の規定があり（民事訴訟法59条、36条1項）、非訟事件を別個に考える必要性はないと考えられる。(横浜弁)
- ・ 手続の安定に資する。また、非訟事件では、訴訟事件と異なり、裁判所が、裁判をした後に不当と認めるときには、裁判の取消し又は変更が可能であり、本人保護に欠けるところはない。(経団連)

【乙案に賛成】なし

(8) 補佐人（新設，民事訴訟法第60条参照）

- ① 当事者又は任意代理人は，裁判所の許可を得て，補佐人とともに非訟事件の手続の期日に出頭することができるものとする。
- ② ①の許可は，いつでも取り消すことができるものとする。
- ③ 補佐人の陳述は，当事者又は任意代理人が直ちに取り消し，又は更正しないときは，当事者又は任意代理人が自らしたもののみならずものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 民事訴訟法60条と同様の規律であり問題ない。（日弁連）

【反対】なし

9 手続費用

(1) 手続費用の負担（非訟事件手続法第26条関係）

- ① 非訟事件の手続の費用（以下第1部において「手続費用」という。）は，この中間試案第1部に基づく法律又は他の法令に特別の定めがない限り，各自が負担するものとする。
- ② 裁判所は，事情により，この中間試案第1部に基づく法律又は他の法令の特別の定めによれば当事者，利害関係参加人又は関係人が負担すべき手続費用の全部又は一部をその負担をすべき者以外の当事者，利害関係参加人又は関係人に負担させることができるものとする。
- ③ この中間試案第1部に基づく法律又は他の法令の規定によれば法務大臣又は検察官が負担すべき費用は，国庫の負担とするものとする。

【賛成】裁判所（多数），日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 賛成意見が多数であった。各自負担とすれば，費用償還の問題が生じにくく，非訟事件手続の簡易迅速性の要請に合致するとの指摘があった。（裁判所）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ ②について，清算人等の報酬につき会社に費用を負担させることができる旨を明文で明らかにしておく必要があるとの指摘があった。（裁判所）

- ・ 一時役員を選任の裁判（会社法346条2項）等の会社非訟事件において、会社に費用を負担させるべきところ、会社は「当事者、利害関係参加人又は裁判を受けるべき者」のいずれにも該当しないことがあるから、このような場合に、会社に手続費用を負担させることができるように条文に工夫を要する。（日弁連）
- ・ 基本的に賛成であるが、「未成年者」を「事情」の一つとして例示（明示）すべきである。これは、未成年者の場合、資力に疑義がある場合が多いと考えられるからである。（一弁）
- ・ 既に労働審判法18条、21条5項等に各自負担の原則の定めがあるものの、立法化について異議はない。（労弁）
- ・ 株式等の強制取得価格の決定手続においては、強制取得側が鑑定費用を負担するよう規定すること。会社側は、株主をスクイズアウトするため、株式の全部取得等を行うことがあり、この場合、決定されるのは、実質的には「強制収用価格」である。そうであるならば、収用者である会社側に価格を説明・立証する責任があるというべきである。また、鑑定費用は高額であり、これを一部であっても株主側が負担することになると、少数株主は実質的に権利を行使することができなくなる。したがって、鑑定費用は、理論的に、収用者が負担すべき費用である。（個人）

(2) 手続費用の負担の裁判（非訟事件手続法第28条関係）

【甲案】

- ① 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における手続費用の全部について、その負担の裁判をしなければならないものとする。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができるものとする。
- ② 上級の裁判所が、本案の裁判を変更する場合には、総手続費用について、その負担の裁判をしなければならないものとする。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とするものとする。

【乙案】

- ① 裁判所は、(1)②により、手続費用の全部又は一部を当事者、利害関係参加人又は関係人に負担させるべき場合には、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における手続費用の全部について、その旨の裁判をしなければならないものとする。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用の全部又は一部を負担させる旨の裁判をすることができるものとする。

② 上級の裁判所は、職権で、総手続費用の全部又は一部について、負担の裁判をすることができるものとする。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とするものとする。

(注) 甲案及び乙案のいずれの場合においても、①により手続費用の負担を命ぜられた者であって、本案裁判に対して即時抗告をすることができないものは、第3の1(1)③にかかわらず、手続費用の負担の裁判に対して即時抗告をすることができるものとする。なお検討するものとする。

(2)について

【甲案に賛成】日弁連，一弁有志，大阪弁，横浜弁

- ・ 民事訴訟の場合と同様に費用の負担を裁判上も明らかにすべきである。これにより裁判所の負担が格段に重くなるわけではないし、当事者に対する手続の明確性にも資する。(日弁連，一弁有志，大阪弁，横浜弁)

【乙案に賛成】裁判所（多数）

- ・ 乙案に賛成する意見が多数であった。各自負担を原則とする以上、原則と異なる場合のみ主文に記載すれば足りるとの指摘があった。(裁判所)

(注) について

【意見】

- ・ 当事者以外の者で、手続費用の負担を命ぜられた者についても、手続費用の負担の裁判に不服がある場合がある。(日弁連)
- ・ 本案裁判に対して即時抗告権を有しない者（利害関係参加をしていない裁判を受けるべき者で即時抗告権者とはされていない者）が手続費用の負担を命ぜられた場合に不服申立ての機会がないことから、手続費用の負担の裁判のみに対して即時抗告ができるような規定を設けるべきである。(横浜弁)

(3) 和解又は調停の場合の負担（新設，民事訴訟法第68条参照）

当事者が裁判所において和解又は調停をした場合において、和解若しくは調停の費用又は手続費用の負担について特別の定めをしなかったときは、その費用は、各自が負担するものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

(4) 費用額の確定手続（新設，民事訴訟法第71条参照）

- ① 手続費用の負担の額は，その負担の裁判が執行力を生じた後に，申立てにより，第一審裁判所の裁判所書記官が定めるものとする。
- ② ①の場合において，当事者双方が手続費用を負担するときは，最高裁判所規則で定める場合を除き，各当事者の負担すべき費用は，その対当額について相殺があったものとみなすものとする。
- ③ ①の申立てに関する処分は，相当と認める方法で告知することによって，その効力を生ずるものとする。
- ④ ③の処分に対する異議の申立ては，その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならないものとする。
- ⑤ ④の異議の申立ては，執行停止の効力を有するものとする。
- ⑥ 裁判所は，④の異議の申立てを理由があると認める場合において，手続費用の負担の額を定めるべきときは，自らその額を定めなければならないものとする。
- ⑦ ④の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は，執行停止の効力を有するものとする。

【賛成】裁判所（多数），日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 賛成意見が多数であった。（裁判所）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 労働審判法に定めがないものの，立法化に異議はない。（労弁）

(5) 費用の強制執行（非訟事件手続法第31条関係）

費用の強制執行については，所要の手当てをするものとする（非訟事件手続法第31条参照）。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 費用について強制執行の必要がある場合もあるから，妥当である。（日弁連）

【反対】なし

(6) 和解及び調停の場合の費用額の確定手続（新設，民事訴訟法第72条参照）

当事者が裁判所において和解又は調停をした場合において，和解若しくは調停の費用又は手続費用の負担を定め，その額を定めなかった

ときは、その額は、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定めるものとする。この場合においては、(4)②から⑦までの規律を準用するものとする。

【賛成】 日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 和解又は調停において費用の負担についての定めを行い、その額について定めを行わない場合もあるから、申立てにより裁判所書記官が定めるとするのが妥当である。(日弁連)

【反対】 なし

【その他の意見】

- ・ 労働審判法に定めがないものの、立法化に異議はない。(労弁)

(7) 非訟事件が裁判，和解又は調停によらないで完結した場合等の取扱い（新設，民事訴訟法第73条参照）

【甲案】

- ① 非訟事件が裁判，和解又は調停によらないで完結したときは、申立てにより、第一審裁判所は手続費用の負担を命じ、その裁判所の裁判所書記官はその費用の負担の裁判が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならないものとする。参加の申出の取下げ、参加の申立ての取下げ又は参加の許可の申立ての取下げがあった場合も、同様とするものとする。
- ② ①の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ (4)②及び③の規律は(7)①の申立てに関する裁判所書記官の処分について、(4)④から⑦までの規律はその処分に対する異議の申立てについて準用するものとする。

【乙案】

- ① 非訟事件が裁判及び和解によらないで完結した場合において、(1)②により、手続費用の全部又は一部を当事者，利害関係参加人又は関係人に負担させるべきときは、申立てにより、第一審裁判所はその旨の裁判をし、その裁判所の裁判所書記官はその裁判が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならないものとする。参加の申出の取下げ、参加の申立ての取下げ又は参加の許可の申立ての取下げがあった場合も、同様とするものとする。
- ② 甲案の②及び③と同じ。

【甲案に賛成】日弁連，一弁有志，大阪弁，横浜弁

- ・ 非訟事件が裁判，和解又は調停によらないで完結した場合にも，申立てがあった場合には，第一審裁判所は手続費用の負担の裁判をすべきであるから，甲案が妥当である。(日弁連)
- ・ (2) 及び民事訴訟法73条と同様に考えるべきであり，あえて乙案を採用すべき理由はないと考える。仮に乙案を採用した場合，申立てがなされたが(1)①の場合に当たると判断された場合には申立ては却下されることとなるが，費用負担の裁判を求めた当事者にとってかかる却下判決の意味が分かりにくく，明確化の観点より甲案が望ましい。(一弁有志，大阪弁)
- ・ (2)の甲案に対応しているため。(横浜弁)

【乙案に賛成】裁判所（多数）

- ・ 乙案に賛成する意見が多数であった。(裁判所)

(8) 費用額の確定処分の更正（新設，民事訴訟法第74条参照）

- ① (4)①，(6)又は(7)①による額を定める処分に計算違い，誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは，裁判所書記官は，申立てにより又は職権で，いつでもその処分を更正することができるものとする。
- ② (4)③から⑤まで及び⑦の規律は，(8)①による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用するものとする。
- ③ (4)①，(6)又は(7)①による額を定める処分に対し適法な異議の申立てがあったときは，(8)②の異議の申立ては，することができないものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 裁判所書記官が費用の負担の額を定める場合に計算違い等による誤りがある場合もあるから，裁判所書記官による更正を認めるのが妥当である。また，当事者には，異議によって書記官による更正の処分を争う機会を与える必要がある。(日弁連)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 労働審判法に定めがないものの，立法化に異議はない。(労弁)

(9) 費用の立替え（非訟事件手続法第32条関係）

事実の調査，証拠調べ，呼出し，告知その他必要な処分の費用は，

国庫において立て替えることができるものとする

【賛成】裁判所（多数）、日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 賛成意見が多数であった。（裁判所）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 労働審判手続については、現行法と同様に、準用しないものとするべきであるとの指摘があった。（裁判所）

(10) 手続上の救助（新設、民事訴訟法第82条関係）

ア 救助の付与

- ① 非訟事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、非訟事件の手続上の救助の裁判をすることができるものとする。

（注） 救助を求める手続行為に理由がないことが明らかであるなど、その手続行為が誠実にされるものとは認められないときは、救助の付与をしないこととし、その旨の規律を置くことを前提としている。

- ② 手続上の救助の裁判は、審級ごとにするものとする。

イ 救助についてのその他の規律

非訟事件の手続上の救助については、民事訴訟法第83条から第86条までと同様の規律を置くものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁、労弁

- ・ 是非とも立法化の上、労働審判法においても準用すべきである。（労弁）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 基本的には賛成であるが、「未成年者」を「事情」の一つとして例示（明示）すべきである。これは、未成年者の場合、資力に疑義がある場合が多いと考えられるからである。（一弁）

10 審理手続

(1) 手続の非公開（非訟事件手続法第13条関係）

非訟事件の手続は、公開しないものとする。ただし、裁判所は、相

当と認める者の傍聴を許すことができるものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁

- ・ 非訟事件手続については，従前どおり非公開とすることで問題ない。（日弁連）

【反対】なし

(2) 調書の作成等（非訟事件手続法第14条関係）

- ① 裁判所書記官は，非訟事件の手続の期日については，調書を作成しなければならないものとする。

【甲案】ただし，証拠調べの期日を除いては，裁判長においてその必要がないと認めるときは，この限りでないものとする。

【乙案】ただし，証拠調べの期日を除いては，裁判長においてその必要がないと認めるときは，その経過の要領を記録上明らかにすることをもって，これに代えることができるものとする。

【丙案】例外の規律は置かないものとする。

- ② 裁判所書記官は，事実の調査については，その要旨を記録上明らかにしておかなければならないものとする。

（注1） この中間試案第1部では，裁判所及び当事者等が会して手続行為をするための日時を「期日」と呼んでいる。期日には，証拠調べをするための「証拠調べの期日」，審問をするための「審問の期日」などがある。

（注2） ①の「調書」とは，民事訴訟規則第66条第1項及び第67条第1項が定める記載事項に準じた法定の記載事項の記載があるものを，「経過の要領」とは，期日の外形的な経過を記録したもので，具体的には，期日の日時，出頭した当事者等を記載した期日経過表のような簡易な形式によるものをいうことを前提としている。

（注3） この中間試案において，「審問」は，裁判所が期日において事実の調査として当事者等から口頭によりその陳述を聴取することをいうものとしている。なお，この審問の期日については，①の規律が適用され，②の規律は適用されないことを前提としている。

①について

【甲案に賛成】裁判所（多数）

- ・ 甲案に賛成する意見が多数であったが，乙案に賛成する意見も出された。様々な事件類型を包含する非訟事件について，一律に調書作成を義務付けることは現実的でない。民事保全における規律は甲案と同程度のものであり，これ以上に厳格な規

律を設ける必要性はないとの指摘があった。(裁判所)

【甲案には反対】 労弁

- ・ 労働審判規則25条は、審判官が命じた場合だけ調書を作成し、他は経過要領を記録するとされていることから、経過要領の記録も不要となりうる甲案には反対である。(労弁)

【乙案に賛成】 裁判所（一部），一弁有志，横浜弁

- ・ 一律に調書を作成するまでの必要はないが、記録閲覧との関係上、経過の要領だけでも残す方がよいとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 当事者又は利害関係人に記録の閲覧等が認められることになる点にもかんがみれば、期日の記録の重要性は増すと考えられることから、記録が残らない余地を認める甲案は妥当でない。また、期日の具体的内容や重要性に幅があることからすれば、証拠調べ期日以外の期日についてもすべて調書を作成すべきとする丙案は、簡易迅速性を害し、妥当でない。そこで、簡易迅速性の要請と事件記録の保存の要請とを両立させる観点から、乙案に賛成する。なお、記録として残す「経過の要領」の記載方法が書記官ごとに区々となることは、裁判の公平性の観点から問題があるため、「経過の要領」の記載方法については裁判所において統一的な運用をされたい。(一弁有志)
- ・ 非訟事件の簡易迅速な処理の要請からすれば、全期日について調書を作成するべきとはいえないが、期日についてその記録が一切残らないのも相当ではない。(横浜弁)

【丙案に賛成】 日弁連，大阪弁

- ・ 甲案によれば、裁判長が必要がないと認めるときには調書の作成が全くなされないことになって、どのような期日が開かれたのか記録上全く不明となってしまふ。手続に関しては調書が実質的には唯一の証拠方法となるのであるから調書の作成は省略されるべきではない。少なくとも、出席した当事者や期日の経過の概略だけでも調書に記載しておく必要がある。(日弁連)
- ・ 調書は後日手続が適法に行われたか検証するための実質上唯一の証拠となるものであり、手続の安定及び後日の適否判断のため必ず作成されるべきである。特に非訟事件においては、手続に関与しない利害関係人がある場合もあり、かかる利害関係人において行われた手続の内容を確認するには調書をもってするほかに、例外なく調書が作成されることが必要である。ただし、調書作成の目的からして、調書の作成は必ずしも逐語録としてなされる必要はなく、手続の内容によっては民事訴訟規則67条にあるように手続の要領を記載することで足りると考える。なお、仮に調書作成の例外を認める甲案及び乙案を採用した場合においても、証拠調べの期日のほか、審問の期日には重要な事実を認定する資料の調査が行われることもあるこ

とから、かかる期日においては必ず調書は作成されるべきである。(大阪弁)

【丙案には反対】裁判所（多数），経団連

- ・ 丙案に反対する意見が多数であった。(裁判所)
- ・ 非訟事件手続における簡易迅速な解決の要請に反する。非訟事件においては、裁判所の後見的・裁量的判断が期待されることからすれば、調書の作成や経過の要領の記録の要否は原則として裁判所に委ねるべきである。(経団連)

【その他の意見】

- ・ 労働審判手続については、①簡易迅速な手続であること、②異議があれば労働審判は失効し、審理内容は訴訟に引き継がれないことから、労働審判規則25条の規律で必要かつ十分であり、事実の調査について要旨を記録化する必要もないとの指摘があった。(裁判所)

②について

【賛成】 日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】 なし

(3) 記録の閲覧等（新設）

ア 記録の閲覧等の要件等

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は非訟事件に関する事項の証明書の交付（以下第1部において「記録の閲覧等」という。）を請求することができるものとする。
- ② ①は、非訟事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しないものとする。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物について複製することを請求することができるものとする。
- ③ 裁判所は、当事者から①又は②の許可の申立てがあった場合には、当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときを除き、非訟事件の記録の閲覧等又は複製を許可しなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から①又は②の許可の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、非訟事件の記録の閲覧等又は複製を許可することができるものとする。

⑤ 当事者が裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は非訟事件に関する事項の証明書の交付を請求したときは、①にかかわらず、裁判所書記官が、これを交付することができるものとする。終局裁判があった後に当該裁判を受けた者がその交付を請求したときも、同様とするものとする。

⑥ 非訟事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、非訟事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができないものとする。

(注) (3)において当事者としてすることができる非訟事件の記録の閲覧等及び複製の請求は、利害関係参加人もすることができることを前提としている(6(2)イ参照)。

【賛成】裁判所(多数)、日弁連(①を除く)、一弁有志、横浜弁

- ・ 賛成意見が多数であった。(裁判所)
- ・ 会社非訟事件等においては、多数の利害関係人が存在することが想定され、当事者だけでなく、利害関係人にも記録の閲覧等を認める必要性が高いと考えられる。もっとも、当事者と利害関係人とは、当該事件への関与の度合いや記録閲覧等の重要性の程度が異なることから、閲覧等の許可の要件を当事者と利害関係人とで異にすることは妥当であると考えられる。(一弁有志)

【当事者の記録の閲覧等の規律について反対】日弁連(①について)、大阪弁(③について)、経団連(③について)

- ・ ①について当事者の閲覧等を裁判所の許可にかからしめる点については反対である。非訟事件の総則においては、当事者による記録の閲覧謄写については原則として自由にすべきであり、許可にかからしめる必要がある場合には、個別の法律において規定すべきである。(日弁連)
- ・ ③につき、当事者からの閲覧謄写等の請求を認めない場面は、総則においては「法律に別段の定めがある場合」に限定し、一般的な例外を設けないものとするべきである。事件記録は、裁判所の裁判の基礎となる資料であり、その記録の閲覧謄写等は、反論の機会を確保し、適切な攻撃防御方法の提出を検討するため当事者の適正手続を確保するため、ひいてはこれにより適正な事実認定を確保するために必須である。したがって、当事者については、原則として非訟事件の記録の閲覧謄写等を認めるべきであり、総則においては当事者に対する閲覧謄写等は制限されるべきでない。ただし、会社の機関選任申立事件などの商事非訟事件においては、会社の非公開の内部資料が提出されることもあり、当事者に対しても記録の閲覧謄写等を制限することに合理的な理由がある場合も存するが、これについては各則で例外規定を設け

ることにより対応すべきであって、総則においては、「法律に別段の定めがある場合を除き」記録の閲覧等又は複製を許可しなければならないものとすべきである。(大阪弁)

- ・ 当事者にとって反論の機会を保証し、適正な事実認定を確保するために必要ということは理解できるが、会社非訟事件における株価算定事件や清算人選任申立事件のように、取引先等にも影響を及ぼしかねない情報が含まれている恐れもあることから、一定の場合には閲覧を制限するものとする必要がある。その観点からは、試案の「③…著しい損害を及ぼすおそれが認めるときを除き、許可しなければならない」との書き振りでは、例外の範囲が厳格に過ぎると考えられる。裁判所の裁量による柔軟な運用・判断が可能となる規定が望ましい。(経団連)

【その他の意見】

- ・ 裁判資料は、その一部に重大な秘密が含まれていることがあり(例えば、取締役会議事録の特定の項目等)、当該部分が公開されることによる弊害を防止する必要性がある。この点、③④では、記録の一部について閲覧等又は複製を許可することができるかどうか、文言上必ずしも明らかではない。そこで、秘密保護と閲覧等の機会の確保の調和の観点から、記録の一部についての閲覧制限等も可能であることを条文上明らかにすべきと考える(例えば、③④の「非訟事件の記録の閲覧等又は複製」の文言に、次のとおり下線部分を追加することが考えられる。「非訟事件の記録の全部又は一部につき閲覧等又は複製」)。 (一弁有志)
- ・ 労働審判法26条は、当事者及び利害関係疎明第三者について、許可を不要としていることから、労働審判法においては適用除外とすべきである。(労弁)

イ 即時抗告

【甲案】

- ① ア③の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ② ①による即時抗告が非訟事件の手続を不当に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならないものとする。
- ③ ②による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【乙案】

- ①, ②は、甲案と同じ。

【丙案】

即時抗告については、特段の規律を置かず、これを認めないものと

する。

【甲案に賛成】日弁連，一弁有志，大阪弁，横浜弁

- ・ 裁判所が不当に記録の閲覧謄写を妨げた場合には，当事者に即時抗告を認めこれを是正させる必要がある。利害関係人については即時抗告を認めなくともよい。（日弁連）
- ・ 当事者の記録閲覧謄写の権利を制限する裁判については，上級審の判断を求めることができるべきであり，そうでないと，権利としての実質が失われる。（大阪弁）
- ・ 記録の閲覧等の申立てを却下した裁判について当不当の判断をすることにより，非訟事件手続の簡易迅速性が阻害される事態は考えにくい一方，本案の即時抗告審まで争う機会がないとなると，当事者の手続保障の要請にもとるため，丙案は妥当でない。また，当事者の手続保障を十分に確保する観点からは，裁判所の判断に対して当事者に不服申立ての機会を与えることが重要である上，即時抗告には執行停止の効力が原則としてないため，即時抗告を認めたとしても非訟事件手続の簡易迅速性を阻害することにはならないから，即時抗告を却下した裁判に対して即時抗告を認めない乙案も妥当ではない。よって，甲案に賛成する。（一弁有志）
- ・ 記録の閲覧は，当事者が裁判資料にアクセスし，必要な手続追行の機会を確保するための重要な手続であるから，その裁判に不服がある場合の不服申立ての手段もきちんと整備する必要がある。（横浜弁）

【乙案に賛成】裁判所（多数），経団連

- ・ 乙案に賛成する意見が多数であったが，丙案に賛成する意見も有力であった。簡易却下は不当な抗告申立てによる遅延を防止するための制度であり，これに対する即時抗告を認めるときは簡易却下を認める効果が大幅に低下するとの指摘があった。（裁判所）
- ・ 裁判所の裁量権を拡大するということは，その一方でチェック機能の拡充も必要と考えられるので，丙案は妥当ではない。また，即時抗告権の濫用を防ぎ，手続の迅速化を図る観点からは，乙案が妥当である。（経団連）

【丙案に賛成】裁判所（有力）

(4) 期日及び期間

ア 期日の指定（民事訴訟法第93条参照）

- ① 期日は，職権で，裁判長が指定するものとする。
- ② 期日は，やむを得ない場合に限り，日曜日その他の一般の休日に指定することができるものとする。

③ 審問及び証拠調べの期日の変更は、顕著な事由がある場合に限りできるものとする。

【賛成】 裁判所（多数）、日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 賛成意見が多数であった。（裁判所）

【反対】 なし

【その他の意見】

- ・ 様々な事件類型を包含する非訟事件について、一律に当事者に期日指定申立権を認める必要があるとは考え難いとの指摘があった。（裁判所）
- ・ 当事者の手続保障及び手続の透明化の観点からすれば、少なくとも相手方のある事件については民事訴訟法93条と同様に当事者の期日申立権の規定を設けるべきである。（大阪弁）

イ 期日の呼出し（民事訴訟法第94条参照）

- ① 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってするものとする。
- ② 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができないものとする。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでないものとする。

【賛成】 日弁連、大阪弁、横浜弁

【反対】 なし

【その他の意見】

- ・ 労働審判手続については、①審判書の送達は義務づけられており、不服がある場合には、異議申立により労働審判を失効させることができる、②簡易迅速性が要求されることから、呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法により期日の呼出しをした場合、不利益を課すことができないものとするとは、相当でない（労働審判規則10条参照。）との指摘があった。（裁判所）

ウ 期間の計算（民事訴訟法第95条参照）

- ① 期間の計算については、民法の期間に関する規定に従うものとする。

- ② 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始めるものとする。
- ③ 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了するものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

【反対】なし

エ 期間の伸縮及び付加期間（民事訴訟法第96条参照）

- ① 裁判所は、法定の期間又はその定めた期間を伸長し、又は短縮することができるものとする。ただし、不変期間については、この限りでないものとする。
- ② 不変期間については、裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のために付加期間を定めることができるものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

【反対】なし

オ 手続行為の追完（民事訴訟法第97条参照）

- ① 当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかつた場合には、その事由が消滅した後1週間以内に限り、不変期間内にすべき手続行為の追完をすることができるものとする。ただし、外国にある当事者については、この期間は、2か月とするものとする。
- ② ①の期間については、エ①本文は、適用しないものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

【反対】なし

(5) 送達（新設、民事訴訟法第98条から第113条まで参照）

送達については、民事訴訟法第98条から第113条までと同様の規律を置くものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 非訟事件手続においても、送達が必要な場合もあるから、民事訴訟法98条から113条までと同様の規律を置くことが適切である。(日弁連)

【反対】なし

(6) 手続の分離・併合（新設，民事訴訟法第152条参照）

- ① 裁判所は，非訟事件が数個同時に係属するときは，その手続の併合を命ずることができるものとする。
- ② 裁判所は，手続の分離を命ずることができるものとする。
- ③ 裁判所は，①及び②による裁判を取り消すことができるものとする。
- ④ 裁判所は，当事者を異にする事件について手続の併合を命じた場合において，その前に尋問をした証人について，尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは，その尋問をしなければならないものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 手続の併合が手続の途中で行われた場合，途中から併合された事件の当事者は証人尋問における反対尋問の機会を奪われることになるから，④の規定を置くことが適切である。(日弁連)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 既に労働審判規則23条に定めがあるものの，立法化について異議はない。(労弁)

(7) 手続の〔受継〕（新設，家事審判規則第15条参照）

（前注） ここでいう〔受継〕とは，法令により手続を続行する資格のある者等が手続を引き継ぐことであるが，これを「受継」と呼称するかどうかについては，なお検討するものとする。

ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合

（前注） 当事者が死亡，資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において，法令により手続を続行する資格のある者がいるときでも，手続は，中断しないことを前提としている。もっとも，当事者が関与しなければできない手続については，法令により手続を続行する資格のある者が〔受継〕するまでは，事実上することができない（ただし，法令により手続を続行する資格のある者のために任意代理人がある場合（8(6)参照）を除く。）。

① 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を〔受継〕することができるものとする。

② 裁判所は、当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に、その手続を〔受継〕させることができるものとする。

③ 裁判所は、①による〔受継〕の申出又は②による〔受継〕の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。①による〔受継〕の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 法令により手続を続行する資格のある者はいないが、別に申立権者がある場合

(前注) 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいないときは、別の申立権者が〔受継〕した場合を除き、当該事件は、終了することを前提としている。

非訟事件の申立人が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいないときは、法令の規定によりその事件について申立てをする資格のある者は、その手続を〔受継〕することができるものとする。この場合においては、申立人が手続を続行することができなくなった日から1か月以内にその申出をしなければならないものとする。

【賛成】裁判所（多数）、横浜弁

- ・ 賛成意見が多数であった。（裁判所）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合に、裁判所がそのことを認識したときは、当事者が関与しない手続を除き、以後の手続を停止することを定めるべきである。そのことを「中断」と呼称するかは、「受継」の呼称と併せて検討すべきである。（日弁連）
- ・ 同じ民事法体系の中で同じ用語を異なる意味で用いると、概念上の混乱を来すことになりかねないので、〔受継〕との用語を民事訴訟手続と異なる意味で用いること

には反対する。なお、原案においても、当事者が関与する手続について事実上手続が停止することを前提としており、また、特に相手方が存在する場合には、〔受継〕がされるべき当事者の手続保障の観点から手続の中断を認める必要性が高い。よって、少なくとも相手方が存在する場合において、申立人が死亡した場合等手続を続行することができない場合には、手続を中断させるべきと考える。(一弁有志)

- ・ 中断について、当事者の手続保障の観点から、当事者が関与することなく重要な手続が行われ、あるいは裁判所の裁判がなされる事態が生じることとなれば、当事者にとって不意打ちとなることから、中断に関する規定を設けるべきである。他方、およそ当事者となる適格を有しており、それを承継すべき者があるときに、その者の手続参加の権利を奪ってまで手続を迅速に進めるべき場面は通常想定し難いと考えられる。ただし、当事者の関与なく裁判所の職権調査事項について手続を進めることについては、手続の遅延を防ぐ意味からも特段の支障はないと考えられるところ、民事訴訟法における中断のように原則全ての手続を行うことができないとする必要はないと考える。なお、ここでいう「受継」も「中断」も民事訴訟法における受継、中断とは異なる概念であり、異なる内容を盛り込むことにちゅうちょする必要はない。(大阪弁)
- ・ 労働審判法においては当然承継と解されているものの、受継手続の立法化について異議はない。(労弁)

(8) 手続の中止（新設、民事訴訟法第130条から第132条まで参照）

- ① 天災その他の事由によって裁判所が職務を行うことができないときは、非訟事件の手続は、その事由が消滅するまで中止するものとする。
- ② 当事者が不定期間の故障により非訟事件の手続を続行することができないときは、裁判所は、その中止を命ずることができるものとする。
- ③ 裁判所は、②による裁判を取り消すことができるものとする。
- ④ 非訟事件の手続の中止があったときは、期間は、進行を停止するものとする。この場合においては、非訟事件の手続の続行の時から、新たに全期間の進行を始めるものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 労働審判法に定めがないものの、立法化に異議はない。(労弁)

(9) 検察官の関与（非訟事件手続法第15条関係）

- ① 検察官は、非訟事件について意見を述べ、また、期日に立ち会うことができるものとする。
- ② 裁判所は、検察官に対し、非訟事件が係属したこと及び当該事件の期日を通知するものとするものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 非訟事件手続法15条と同様の規定であるが特に不都合はない。（日弁連）

(10) その他

（注）通訳人の立会い等については、民事訴訟法第154条及び第155条に相当する規律を置くものとする。

【賛成】裁判所（多数）、大阪弁、横浜弁

- ・ 賛成意見が多数であった。（裁判所）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 労働審判法に定めがないものの、立法化に異議はない。（労弁）

11 検察官に対する通知（非訟事件手続法第16条関係）

裁判所その他の官庁、検察官及び吏員は、その職務上検察官の申立てによって裁判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しなければならないものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 非訟事件手続法16条と同様の規定であるが特に不都合はない。（日弁連）

【反対】なし

12 電子処理組織による申立て等（非訟事件手続法第33条の2関係）

- ① 非訟事件の手続における申立てその他の申述（以下本項目（12 電子処理組織による申立て等）において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関する規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）

をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長，受命裁判官，受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については，当該規定にかかわらず，最高裁判所規則で定めるところにより，電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができるものとする。

- ② ①によりされた申立て等については，当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして，当該申立て等に関する規定を適用するものとする。
- ③ ①によりされた申立て等は，①の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に，当該裁判所に到達したものとみなすものとする。
- ④ ①の場合において，当該申立て等に関する規定により署名等（署名，記名，押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては，当該申立て等をする者は，当該法令の規定にかかわらず，当該署名等に代えて，最高裁判所規則で定めるところにより，氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならないものとする。
- ⑤ ①によりされた申立て等が③に規定するファイルに記録されたときは，①の裁判所は，当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならないものとする。
- ⑥ ①によりされた申立て等に係る記録の閲覧若しくは謄写又はその正本，謄本若しくは抄本の交付は，⑤の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も，同様とするものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

第2 第一審の手続

1 非訟事件の申立て

(1) 申立ての方式（非訟事件手続法第8条及び第9条関係）

非訟事件の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。

- a 当事者及び法定代理人
- b 申立ての趣旨及び原因

【賛成】裁判所（多数）、日弁連、大阪弁

- ・ 賛成意見が多数であった。（裁判所）
- ・ 民事訴訟法と同様のこのような規定をおくことが相当である。（大阪弁）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 基本的には賛成であるが、いかなる人であっても申立てが可能なように、例外的にはあっても口頭による申立てを残すべきである。（横浜弁）
- ・ 申立てを却下する裁判は判決によってなされなければならないものとし、具体的条文としては、「ただし、申立てが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、判決で、訴えを却下する」とすることを提案する。申立てに理由がない場合には決定で申立てを棄却することも併せて提案する。（たこ協）

(2) 併合申立て（新設、民事訴訟法第38条及び第136条参照）

【甲案】

申立人は、裁判を求める事項が数個ある場合において、同事項に係る非訟事件の手続が同種であるときは、これらを併せて申し立てることができるものとする。ただし、裁判を求める事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限るものとする。

【乙案】

併合申立てについては、特段の規律を置かず、これを認めないものとする。

【甲案に賛成】裁判所（一部）、日弁連、一弁有志、大阪弁

- ・ 甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見とが出された。（裁判所）
- ・ 複数の申立てを1つの申立書で申し立てることができるかどうかについては、裁判所の運用上必ずしも扱いが統一されているとはいえない。少なくとも甲案で併合申立てが認められる事件について、別個の事件として別の事件番号を付して立件することは無駄であり、必要性も認められない。（日弁連、大阪弁）
- ・ 手続の分離の規定が新設されるのであるから、併合申立てが審理の上で不相当で

あれば、分離すれば足りることであり、併合申立てを認めないとする必要はない。(一弁有志, 大阪弁)

- ・ 一定の関連性のある数個の非訟事件の申立て（例えば、新株予約権買取請求申立てと株式買取請求申立て等）をする申立人にとって、一個の申立てで裁判を求めることができれば、申立人にとっては便宜であるし、審理の重複等を避けることができ、訴訟経済に資する。(一弁有志)

【乙案に賛成】裁判所（一部）、横浜弁、経団連

- ・ 甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見とが出された。(裁判所)
- ・ 一通の申立書で複数の申立てをすることは可能であり、裁判所が各事案に応じて併合すれば足りる。非訟事件では併合管轄が認められないことからすれば実益も乏しい。(横浜弁)
- ・ 非訟事件においては、公益的見地から適正な紛争解決をするために併合審理が相当かを裁判所が判断すべきである。併合申立てを認めると、裁判所が入り口段階で申立ての可否を検討することになり、却下された場合は改めて単独で申立てがなされるケースが出てくるなど、手続の迅速さが阻害される。(経団連)

【その他の意見】

- ・ 労働審判法に定めがないものの、実際の労働審判手続運用においては認められている例も存在することから、立法化について異議はない。(労弁)

(3) 裁判長の申立書審査権（新設、民事訴訟法第137条参照）

- ① (1)の書面（以下「非訟事件の申立書」という。）が(1)に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い非訟事件の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とするものとする。
- ② ①の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、非訟事件の申立書を却下しなければならないものとする。
- ③ ②の命令に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 民事訴訟法と同様のこのような規定をおくことが相当である。(大阪弁)

【反対】なし

(4) 申立ての変更（新設、民事訴訟法第143条参照）

- ① 申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は原

因を変更することができるものとする。

- ② 申立ての趣旨又は原因の変更は、期日である場合を除き、書面で行わなければならないものとする。
- ③ 裁判所は、申立ての趣旨又は原因の変更が不適法であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の裁判を行わなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、申立ての趣旨又は原因の変更により著しく非訟事件の手続を遅延させることとなるときは、その変更を許さない旨の裁判を行うことができるものとする。

(注) 第1の5(2)において甲案③の規律を採用した場合には、選定当事者について、次のような手当てをするものとする。

- ① 第1の5(2)甲案③により申立人となるべき者の選定があった場合には、その者は、その選定者のために申立てを追加することができるものとする。
- ② 第1の5(2)甲案③により相手方となるべき者の選定があった場合には、申立人は、その選定者に係る申立てを追加することができるものとする。
- ③ 本文②から④までの規律は、上記①及び②の申立ての追加について準用するものとする。

【賛成】 日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 民事訴訟法と同様のこのような規定をおくことが相当である。(大阪弁)
- ・ 申立ての目的が達せられるためには、柔軟な手続が望まれる。(横浜弁)

【反対】 なし

【その他の意見】

- ・ 既に労働審判規則26条に定めがあるものの、立法化について異議はない。(労弁)

2 裁判長の手続指揮権（新設、民事訴訟法第148条及び第150条参照）

- ① 期日における手続は、裁判長が指揮するものとする。
- ② 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができるものとする。
- ③ 当事者が期日の指揮に関する裁判長の命令に対し異議を述べたときは、裁判所は、その異議について裁判をするものとする。

(注) 裁判長が当事者等に対して釈明を求めることができる旨の規定を設けることについては、なお検討するものとする。

2について

【賛成】日弁連，一弁有志，大阪弁，横浜弁

- ・ 民事訴訟法と同様の規定を置くことが相当である。（大阪弁）

【反対】なし

（注）について

- ・ 賛否両論あったが，当然のことであり規定を置く必要はないとの意見が有力であった。（裁判所）
- ・ 裁判所の職責を明確にする観点から釈明権につき明記すべきである。その際には，当事者の手続保障の観点から，民事訴訟法第150条と同じく，③と同様の異議の規定も設けるべきである。（一弁有志）
- ・ 反対するものではないが，非訟事件における当事者の手続保障を強化するとの改正の趣旨が没却されないよう注意すべきである。（大阪弁）

3 受命裁判官（新設）

裁判所は，受命裁判官に期日における手続を行わせることができるものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 労働審判は，労働審判委員会で手続を行うと定められている（労働審判法第7条）から，審判員を排除することとなる受命裁判官及び受託裁判官の規定は，労働審判法では適用除外とすべきである。（労弁）

4 電話会議システム等（新設）

① 裁判所は，当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは，当事者の意見を聴いて，最高裁判所規則で定めるところにより，裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって，期日における手続を行うことができるものとする。

② 期日に出頭しないで①の手続に関与した者は，その期日に出頭したものみなすものとする。

（注）証人尋問，当事者尋問及び鑑定人質問については，特則（5(4)アによる民事訴訟法第204条，第210条及び第215条の3の準用）によることとし，この場合には，4の規律を適用しないものとしている。

【賛成】 裁判所(多数), 日弁連, 一弁有志, 大阪弁, 横浜弁, 経団連

- ・ 賛成意見が多数であった。(裁判所)
- ・ 当事者が多数になる会社非訟事件の場合等で, 遠隔地にいる当事者が裁判所に出頭せずに期日の手続をすることができるようにする必要性が高い。(一弁有志)
- ・ (注) も含めて賛成。民事訴訟においても電話会議システムは有効に活用されており, 今般の非訟事件手続法の改正課題との関係でも, 電話会議システム等を利用することは有用と考えられる。片方当事者の期日出席を要件としない点は民事訴訟法と異なるが, この点は, 運用にゆだねるのが相当であり, 賛成する。(大阪弁)
- ・ 当事者にとって便宜であり, 手続の迅速な進行の点でもメリットがある。(横浜弁)
- ・ IT技術の著しい進歩を踏まえると, 当事者が双方とも欠席する場合でも電話会議やテレビ会議等による期日を認める方向には賛成。(経団連)

【反対】 なし

【その他の意見】

- ・ 労働審判は, 口頭主義を徹底しており(労働審判規則第17条第1項前段), 第1回期日から可能な証拠調べを実施すべきである(同規則第21条)から, 労働審判法では適用除外とすべきである。(労弁)

5 裁判資料

(1) 総則

ア 職権探知主義(非訟事件手続法第11条関係)

裁判所は, 職権で事実の調査をし, かつ, 職権で又は申出により, 必要があると認める証拠調べをしなければならないものとする。

イ 当事者の役割(新設)

当事者は, 事案の実情に即した審理判断を実現するため, 事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。この旨の規定を置く方向で, なお検討するものとする。

ウ 疎明(非訟事件手続法第10条関係, 民事訴訟法第188条参照)

疎明は, 即時に取り調べることができる資料によってしなければならないものとする。

アについて

【賛成】 日弁連, 大阪弁, 横浜弁

- ・ 非訟事件における当事者の手続保障の見地からも当事者に証拠の申出を行う権利を認めるのが妥当であり, 実際, 当事者が証拠を提出しなければ裁判所も判断でき

ない場合が多いと考えられる。(大阪弁)

- ・ 非訟事件の公益性又は後見性からすると職権探知主義を維持すべきであるが、当事者に手続を保障し、適切な証拠資料への迅速な到達という観点から、当事者にも申出を認めるのが相当である。(横浜弁)

【反対】なし

イについて

【規律を置くことに賛成】裁判所，日弁連，横浜弁

- ・ 賛成で異論は見られなかった。その他，以下の指摘等があった。
非訟事件には多数の種類があり，時として大量に係属することもあるところ，簡易迅速に手続を進行させるためには，職権による裁判資料の収集を第一次的なものとすることは現実的でなく，当事者による資料の収集・提出を期待する方が合理的である。
規定を置くことは当事者に協力を求めるために有益である。(裁判所)
- ・ 職権探知主義のもとでも，迅速かつ適切な判断をするには，事件に密接な関係を有する当事者の積極的な関与と協力が不可欠であるから，基本的な方向性については賛成である。(横浜弁)

【規律を置くことに反対】なし

【その他の意見】大阪弁，一弁有志，労弁

- ・ 非訟事件においても，裁判所が事案の実情に即した審理判断をするためには，当事者の協力が必要とされる場合が多く，その意味で，協力義務を置くことに必ずしも反対するものではない。しかし，非訟事件の公益性，非訟事件において当事者の手続保障が貫徹されていないこと，要件事実が明確でないことなどから，当事者に事案解明義務を課すことは適当でないから，そのような誤解を生じさせないように，注意すべきである。(大阪弁)
- ・ 当事者が事案の実情に即した審理判断を実現するために協力する旨の規定を置くこと自体は賛成するが，裁判所が職権探知義務から解放され，その結果，真実発見が不十分となることを容認する根拠となり得る規定とされることには反対する。(一弁有志)
- ・ 労働審判規則第2条に類似規定があるので，労働審判法においては適用除外とすべきである。(労弁)

ウについて

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

(2) 事実の調査の嘱託等（非訟事件手続法第12条関係）

- ① 裁判所は、他の地方裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができるものとする。
- ② ①により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査を嘱託することができるものとする。
- ③ 裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができるものとする。
- ④ ③により受命裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行うものとする。

(注) 裁判所は、事実の調査の結果、裁判に重大な影響を及ぼすことが明らかになった場合には、事実の調査をした旨を当事者及び利害関係参加人に告げるものとする趣旨の規律を置くことについては、なお検討するものとする。

(2)について

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 事実の探知が適切に行われるために、他の裁判所への嘱託や受命裁判官による事実の探知が有効である場合があり、賛成である。(大阪弁)

【反対】なし

【その他の意見】日弁連，労弁

- ・ 事実の調査を実施することについて、当事者に告げるものとする趣旨の規定を置くべきである。(日弁連)
- ・ 労働審判は、労働審判委員会で手続を行うと定められている（労働審判法第7条）から、審判員を排除することとなる受命裁判官及び受託裁判官の規定は、労働審判法では適用除外とすべきである。(労弁)

(注) について

【規律を設けるべきとする意見】日弁連，一弁有志，横浜弁

- ・ 事実の調査の実施をすることについて、当事者に告げるものとする趣旨の規律を置くべきである。(日弁連)
- ・ 当事者の手続保障、不意打ち防止の観点から、裁判に重大な影響を及ぼすことが明らかになったか否かにかかわらず、当事者及び利害関係人に告知すべきである。告知の方法は相当な方法で足りると考えられ、その程度であれば、簡易迅速性を後退させることにはならない。(一弁有志)

- ・ (注)の趣旨の規律は、非訟事件においても当事者の不意打ち防止及び手続保障の観点から望まれるところであるから、同規律を置く方向性に賛成する。(横浜弁)

【規律を設けるべきでないとする意見】裁判所

- ・ 職権による事実の調査の内容は、登記や会社の定款、宗教法人の規制等の客観的事実の確認にとどまることも多く、例えば、過料事件の審理において、これらの確認によって被審人を不処罰とする場合にまで告知を必要的とすることは、簡易迅速を旨とする非訟事件の審理にそぐわないなどとして、反対する意見が出された。(裁判所)

【その他の意見】

- ・ 事実の探知の結果を当事者に知らせずに判断することは、当事者の手続保障の見地から問題であり、事実の探知が行われた場合に当事者が意見を述べる機会が適切に保障されるような制度が構築されるべきである。その意味で、(注)のように「裁判に重大な影響を及ぼすことが明らかになった場合」にのみ当事者等に告げることで足りるか否か、十分検討すべきである。(大阪弁)

(3) 専門的な知見を要する事件における審理の充実・迅速化（新設）
専門的な知見を要する事件の審理を充実・迅速化するために、例えば、裁判所は、必要があると認めるときは、事件ごとに裁判所が指定した専門的な知見を有する者の意見を聴くことができるものとする。については、なお検討するものとする。

【規律を設けるべきとする意見】裁判所、一弁有志、経団連

- ・ 賛成で異論は見られなかった。その他、以下の指摘等があった。
例えば、株式価格決定申立事件において、鑑定に付する前提として裁判所が主導して鑑定の対象とする事項の絞り込み、鑑定の基礎とすべき資料の選定や提出等を促すためにも、専門家の関与規定を置く必要性は高く、また、早期の専門家の関与により鑑定を経ない解決も期待できる。将来的に専門的な知見を要する非訟事件が更に多様化する可能性を踏まえて非訟事件手続法において対応する規定を設ける必要がある。
鑑定では硬直的であり膨大な費用もかかる。本人申立ても多いことから、専門委員制度を設ける必要がある。(裁判所)
- ・ 民事訴訟法と同等の制度の創設は、専門的知見を要する事件における審理の充実、迅速化や真実発見に資すると考えられる。裁判所の知見を補う制度であり、裁判所が利用しやすくする必要があるのであるから、費用は国庫負担とすべきである。(一弁有志)
- ・ 株価算定事件のように、専門的知見を有する者が加わることによってより実態に

即した判断が得られるケースもあると考えられるため、民訴法における専門委員類似の制度を設ける方向には賛成する。(経団連)

【規律を設けるべきでないとする意見】日弁連，大阪弁

- ・ 意見聴取の結果が審理にどのように反映されるかなど，プロセスに不透明な部分がある。必要に応じて正規の手続で進める方が公平な審理に資する。(日弁連)
- ・ 民事訴訟法における専門委員制度では，専門委員の説明は証拠とならないとされつつも，当事者の不信が払拭されていない。判断する上で専門的な知見が必要となる事件については，借地非訟（借地借家法第44条）等のように，個別法において実態に即した鑑定委員会を設置する等により対応すべきである。(大阪弁)

【その他の意見】

- ・ 専門的な知見を要する事件の審理を充実・迅速化するための施策は必要であるが，専門的知見の有無や中立性をいかにして確認するか等，様々な問題を十分に検討すべきである。(横浜弁)

(4) 証拠調べ（非訟事件手続法第10条関係）

ア 民事訴訟法の準用

証拠調べについては，民事訴訟法第180条，第181条及び第183条から第186条まで並びに第2編第4章第2節から第6節まで（ただし，次のa，bに掲げる規定を除く。）と同様の規律を置くものとする。

a 第207条第2項

b 第208条，第224条（第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。）及び第229条第4項

（注）民事訴訟法第202条（第210条において準用する場合を含む。），第206条ただし書，第215条の2第2項から第4項まで及び第215条の4ただし書を除外するかどうかについては，なお検討するものとする。

イ 当事者本人の出頭命令等

- ① 裁判所は，当事者本人を尋問する場合には，その当事者に対し期日に出頭することを命ずることができるものとする。
- ② ①により出頭を命じられた当事者が正当な理由なくして出頭しない場合について，民事訴訟法第192条から第194条までと同様の規律を置くものとする。
- ③ 当事者が正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだときは，真実擬制（民事訴訟法第208条参照）をすることに代えて，過料に処するものとし，所要の手当てをするものとする。

ウ 文書提出命令等に従わない場合

文書提出命令等に従わない場合については、真実擬制（民事訴訟法第224条（第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。）及び第229条第4項参照）をすることに代えて、過料に処するものとし、所要の手当てをするものとする。

エ 即時抗告の執行停止効

証拠調べにおける即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。

アについて

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，個人1

- ・ 証拠調べにおける手続保障の明確化のため、非訟事件についても、できる限り民事訴訟法の規定を取り入れるべきである。（横浜弁）
- ・ 非訟事件に文書提出命令の規定を設けるべきである。（個人）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 鑑定人に鑑定費用の明細の提出を義務付けるべきである。また、株式等の強制取得価格の決定手続においては、強制取得側が鑑定費用を負担するよう規定すべきである。（個人）

アの（注）について

【除外すべきとする意見】裁判所，一弁有志

- ・ 規定を設ける必要はないとする意見が多数であった。（裁判所）
- ・ 職権探知主義の下では、裁判所の適正な裁量に委ねることが相当であるから、（注）記載の条項は、除外してよい。（一弁有志）

【除外すべきでないとする意見】日弁連，大阪弁

- ・ 証人尋問等の順序については、真実発見に資する場合もあり、職権探知の場合であっても合理性があるから、（注）記載の条項は、除外すべきでない。（日弁連，大阪弁）

イについて

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 真実擬制の代替措置が必要であり、証拠調べとしての当事者であるから、民事訴訟法における証人と同様の規律を置くことはやむを得ない。（大阪弁）
- ・ 非訟事件は、その公益的要請や裁判の結果が広く及ぶことから、実体的真実発見

の必要性が高く、そのための実効性ある手続が望まれる。(横浜弁)

【反対】なし

【その他の意見】一弁有志，労弁

- ・ ③について、過料では、これを支払って宣誓や陳述を拒む可能性も考えられ、実効性に乏しい。当事者にとっては不利益な判断をされることが大きな制裁であるから、当事者に不利益を課すことができることを明文化すべきである。このような規定を設けられない場合であっても、相手方がある事件では真実擬制の規定を設けるべきである。(一弁有志)
- ・ 労働審判法第17条は、民事訴訟法の例によっているから、労働審判法では適用除外すべきである。(労弁)

ウについて

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 真実擬制の代替措置が必要であるから、民事訴訟法において第三者が文書提出命令に従わない場合と同様に過料を科すことはやむを得ない。(大阪弁)

【反対】なし

【その他の意見】一弁有志，労弁

- ・ 過料では実効性に乏しい。当事者にとっては不利益な判断をされることが大きな制裁であるから、当事者に不利益を課すことができることを明文化すべきである。このような規定を設けられない場合であっても、相手方がある事件では真実擬制の規定を設けるべきである。(一弁有志)
- ・ 労働審判法第17条は、民事訴訟法の例によっているから、労働審判法では適用除外すべきである。(労弁)

エについて

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 民事訴訟法と同様の規定であり、妥当である。(大阪弁)

【反対】なし

6 裁判

(1) 本案裁判

ア 終局裁判（新設，民事訴訟法第243条参照）

- ① 裁判所は、非訟事件が裁判をするのに熟したときは、終局裁判をするものとする。
- ② 裁判所は、非訟事件の一部が裁判をするのに熟したときは、そ

の一部について終局裁判をすることができるものとする。

- ③ ②は、手続の併合を命じた数個の非訟事件中その一が裁判をするのに熟した場合について準用するものとする。

イ 中間裁判（新設，民事訴訟法第245条参照）

- ① 裁判所は、前提となる法律関係その他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間裁判をすることができるものとする。
- ② 中間裁判は、カただし書にかかわらず、裁判書を作成して行わなければならないものとする。
- ③ 中間裁判に対しては、独立して不服を申し立てることができないものとする。

ウ 自由心証主義（新設，民事訴訟法第247条参照）

裁判所は、本案裁判をするに当たり、手続の全趣旨並びに事実の調査及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実を認定することができるものとする。

エ 本案裁判の告知（新設）

本案裁判は、これを受ける者、当事者及び利害関係参加人に対し相当と認める方法で告知しなければならないものとする。

（注）当事者参加人は、当事者として本案裁判の告知を受けることを前提としている。

オ 本案裁判の効力発生時期（非訟事件手続法第18条関係）

本案裁判は、これを受ける者に告知することによって、その効力を生ずるものとする。

カ 本案裁判の方式（非訟事件手続法第17条第2項関係）

本案裁判は、裁判書を作成してしなければならないものとする。ただし、即時抗告をすることができない裁判については、申立書又は調書に主文を記載することをもって、裁判書の作成に代えることができるものとする。

キ 本案裁判の裁判書（新設，民事訴訟法第253条第1項参照）

本案裁判の裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- a 主文
- b 理由の要旨
- c 当事者及び法定代理人
- d 裁判所

ク 終局裁判の脱漏（新設，民事訴訟法第258条参照）

- ① 裁判所が非訟事件の一部について終局裁判を脱漏したときは，非訟事件は，その脱漏した部分については，なおその裁判所に係属するものとする。
- ② 手続費用の負担の裁判を脱漏したときは，裁判所は，〔申立てにより又は〕職権で，その手続費用の負担について，裁判をするものとする。
- ③ ②の裁判〔及び②の申立てを却下した裁判〕に対しては，即時抗告をすることができるものとする。
- ④ ②による手続費用の負担の裁判は，終局裁判に対し適法な即時抗告があったときは，その効力を失うものとする。この場合においては，抗告裁判所は，総手続費用について，その負担の裁判をするものとする。

（注）手続費用の負担の裁判の申立権（②）及びその申立てを却下した裁判に対する即時抗告権（③）については，第1の9(2)において甲案を採用した場合には，認めることになるが，乙案を採用した場合には，認めるか否かをなお検討するものとする。

ケ 法令違反を理由とする変更の裁判（新設，民事訴訟法第256条第1項参照）

裁判所は，本案裁判に法令の違反があることを発見したときは，その裁判が告知を受ける者に最初に告知された日から1週間以内限り，その裁判を変更することができるものとする。ただし，本案裁判が確定したとき，又は本案裁判を変更するため事件につき更に審理をする必要があるときは，この限りでないものとする。

コ 更正裁判（新設，民事訴訟法第257条参照）

- ① 本案裁判に計算違い，誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは，裁判所は，申立てにより又は職権で，いつでも更正裁判をすることができるものとする。
- ② 更正後の裁判が原裁判であるとした場合に即時抗告をすることができる者は，更正裁判に対し，即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 不適法を理由に①の申立てを却下した裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。
- ④ 原裁判に対し適法な即時抗告があったときは，②及び③の即時抗告は，することができないものとする。

アからウまでについて

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，労弁

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 自由心証主義については，労働審判法に定めがないものの，立法化に異議はない。中間裁判については，積極的に異議を唱えるものではないが，労働審判法における実際の運用には無理があると考ええる。（労弁）
- ・ 申立てを却下する裁判は，判決によってされなければならないものとすべきである。（たこ協）

エについて

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 現行法は，告知の対象を裁判を受ける者のみとしているが，手続に関与した当事者及び他の関係者にも告知するのが相当である。（横浜弁）

【反対】なし

オについて

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

カについて

【賛成】日弁連，横浜弁

- ・ 本案裁判の是非及び即時抗告をすべきか否かを判断するためには理由についても検討する必要があるから，裁判書を作成すべきである。（横浜弁）

【本文に賛成，ただし書に反対】一弁有志，大阪弁

- ・ 即時抗告をすることができない裁判であっても，当事者が判断の理由を知ることが重要であり，理由の要旨を記載すべきと考えられ，個別に裁判書が不要と考えられる場合には個別の法令に特則を設ければ足りるから，ただし書を置くことには反対である。（一弁有志，大阪弁）

【本文に反対】なし

キについて

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，労弁

【反対】なし

クについて

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，労弁

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ (注) について，第1の9(2)において乙案を採用する場合には，職権発動を促すことで足り，申立権等を認めるべきではないとの指摘があった。(裁判所)
- ・ 労働審判法に定めがないものの，立法化に異議はない。(労弁)

ケ及びコについて

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，労弁

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 労働審判法に定めがないものの，立法化に異議はない。(労弁)

【全体に関するその他の意見】

- ・ 例えば，株式買取価格決定では株式の価格が定められるだけであるため，会社が支払わなかったときには，改めて民事訴訟を提起しなければならず，う遠であるため，本案裁判をもとに容易に執行できるような制度を整えるべきである。(一弁有志)

(2) 本案裁判以外の裁判（新設）

ア 本案裁判の規律の準用

本案裁判以外の裁判については，(1)の規律（イ及びカを除く。）を準用するものとする。

イ 判事補の権限（民事訴訟法第123条参照）

本案裁判以外の裁判は，判事補が単独ですることができるものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，労弁

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 労働審判法に定めがないものの，立法化に異議はない。(労弁)

7 裁判の取消し又は変更（非訟事件手続法第19条関係）

(1) 本案裁判の取消し又は変更

① 裁判所は、本案裁判をした後、その裁判を不当と認めるときは、次に掲げる裁判を除き、職権で、これを取り消し、又は変更することができるものとする。

a 申立てによってのみ本案裁判をすべき場合において申立てを却下した裁判

b 即時抗告をすることができる裁判

② 取消し後又は変更後の裁判が原裁判であるとした場合に即時抗告をすることができる者は、取消し又は変更の裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 裁判所は、①により本案裁判を取り消し、又は変更する場合には、当事者及びその本案裁判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする。ことについては、なお検討するものとする。

(1)について

【賛成】裁判所（多数）、一弁有志、横浜弁

・ 賛成意見が多数であった。（裁判所）

【反対】日弁連、大阪弁

・ 裁判所が一度責任を持って本案裁判をした以上、短期間で不当と認めるような自体は想定できない。このような取消し又は変更を認めることは、本案裁判の重みを失わせることにつながりかねない。（日弁連）

・ a 及び b の事件が除かれるとはいえ、行政処分ではないから、本案裁判がされた以上、不当と認めるという理由で取消し又は変更を可能とすべきでない。（大阪弁）

(注) について

【意見】

・ 簡易迅速な処理の要請があるとする反対意見が出された。（裁判所）

・ 非訟事件の裁判は、民事訴訟における判決と異なり、裁判所が公益的又は後見的立場から事案に応じて裁量権を行使して行うものであるから、裁判が当初から不当である場合又は事後的に不当になった場合にこれを存続させるのは相当でない。取消し又は変更により不利益を受ける当事者等に対する手続保障は必要であるが、陳述聴取は、必要的とするのではなく、可能な場合に行う程度にとどめるべきであり、また、取消し又は変更の期間は設けるべきでない。（一弁有志）

(2) 本案裁判以外の裁判の取消し又は変更

ア 非訟事件の手続の指揮に関する裁判（民事訴訟法第120条参照）

非訟事件の手續の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができるものとする。

イ 本案裁判の取消し又は変更の準用

本案裁判以外の裁判の取消し又は変更については、(1)の規律を準用するものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，労弁，裁判所（多数）

- ・ ア及びイのいずれについても賛成意見が多数であった。（裁判所）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 労働審判法に定めがないものの，立法化に異議はない。（労弁）

8 裁判によらない事件の終了

(1) 非訟事件の申立ての取下げ（新設）

ア 取下げの要件

【甲案】

申立人は、終局裁判があるまで、非訟事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

【乙案】

申立人は、終局裁判が確定するまで、非訟事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。ただし、終局裁判があった後においては、裁判所の許可を得なければ、その効力を生じないものとする。

イ 取下げの方式（民事訴訟法第261条第3項参照）

非訟事件の申立ての取下げは、書面でしなければならないものとする。ただし、非訟事件の手續の期日においては、口頭であることを妨げないものとする。

ウ 取下げの効果（民事訴訟法第262条第1項参照）

非訟事件は、その申立ての取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなすものとする。

アについて

【甲案に賛成】裁判所（一部），日弁連，大阪弁

- ・ 甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見とが出された。（裁判所）
- ・ 終局裁判があった後に取下げを認める必要性がない。（日弁連）

- ・ 終局裁判後の申立ての取下げを認めると、申立人が主観的要求に反する終局裁判を自由に失効させることを認めるとともに、裁判所や申立人以外の者の労力を無にすることとなり妥当でない。相手方のない事件であっても、終局裁判後に取下げを認める必要があるとは思われない。(大阪弁)

【乙案に賛成】裁判所（一部），一弁有志，横浜弁，日司連，経団連

- ・ 甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見とが出された。(裁判所)
- ・ 柔軟な対応が可能となり、民事訴訟法第261条第1項との均衡を図ることができる。(一弁有志)
- ・ 非訟事件の公益性から、終局裁判がされた以上は自由な取下げを認めるのは相当でないが、裁判所の許可を要件とすることにより、事案に応じた適切、妥当な処理が可能となる。(横浜弁)
- ・ 非訟事件には様々な事件類型があるから、極力柔軟な対応が期待できる要件を採用することが妥当であるところ、乙案であれば、申立人の事情を勘案し、柔軟な対応をすることができる。許可の基準が不明確ではないかとの指摘もあるが、裁判所の許可にかからせている手続は数多くあり、安定した運用がされていると考えられる。(日司連)

【その他の意見】

- ・ 甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見とが出された。その他、以下の指摘等があった。

非訟事件の種類は多様であり、その公益性には強弱があるから、甲案は規律として硬直的すぎる。乙案における取下げを許可する基準については、事例の積み重ねにより事件類型に応じた基準がある程度明確化されることが期待でき、また、非訟事件の裁判自体、裁判所が後見的立場から裁量権を行使して審理判断するものであるから、終局裁判後の申立ての取下げの可否を裁判所の後見的判断に委ねるという制度設計は非訟手続の性質になじむものといえる。(裁判所)

- ・ 労働審判規則第11条に既に規定がある上、労働審判の確定又は本訴移行まで取下げが可能であると解されているから、労働審判法では適用除外すべきである。(労弁)

イについて

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

ウについて

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

(2) 和解・調停（新設）

- ① 協議により定めることができる事項についての非訟事件については、和解をすることができるものとし、裁判所は、いつでも、和解を試みることができるものとするために、所要の手当てをするものとする。
- ② 協議により定めることができる事項についての非訟事件については、調停をすることができるものとし、裁判所は、いつでも、職権でその事件を裁判所の調停に付することができるものとするために、所要の手当てをするものとする。

【賛成】、裁判所（多数）、日弁連、大阪弁、横浜弁、一弁有志

- ・ 賛成意見が多数であった。（裁判所）
- ・ 非訟事件であっても、協議により定めることができる事項に関しては、現状でも実質的には和解で解決している場合が少なくなく、妥当な解決を図るために有益である。（大阪弁）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 利便性の観点から、裁定和解や受諾和解の規定を設けてはどうかとの意見があった。（裁判所）
- ・ 簡易迅速かつ紛争の実行的解決に資するため、所要の手当てとして、和解又は調停調書を確定判決と同一の効力を有するものとし執行を容易にすべきである。また、②については、手続のいかなる段階でも調停に付すことができ、当事者の意見を聴く必要がないとすべきである。（一弁有志）
- ・ 調停は別の手続であるから、当事者の手続保障の趣旨からも調停に付する場合は当事者の意見を聴取しなければならないものとするべきである。（横浜弁）
- ・ 労働審判規則第22条に既に規定があるから、労働審判法では適用除外とすべきである。（労弁）

第3 不服申立て等（非訟事件手続法第20条から第23条まで及び第25条関係）

1 本案裁判に対する不服申立て

(1) 不服申立ての対象

- ① 本案裁判により権利又は法律上保護される利益を害された者は、その裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

- ② 申立てを却下した本案裁判に対しては、申立人に限り、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 手続費用の負担の裁判に対しては、独立して即時抗告をすることができないものとする。

(注) 申立人となる資格を有する者であって第1の6(1)により非訟事件の手續に参加した者も、②の即時抗告をすることができることを前提としている。

【賛成】裁判所（多数）、日弁連、横浜弁

- ・ 賛成意見が多数であった。（裁判所）
- ・ ①は、現行法の「権利ヲ害サレタリトスル者」を「権利又は法律上保護される利益を害された者」とすることにより妥当性を増している。（横浜弁）

【反対】一弁有志（③について）

- ・ 非訟事件における手続費用については、民事訴訟法第61条以下のようなルールが定まっておらず、裁判所の裁量で定まることになるから、本案については納得できないものの、手続費用の負担についての裁判所の裁量に納得できないケースが十分に考えられ、訴訟の場合と比べて手続費用の負担の裁判に対する独立した即時抗告を認める必要性が高い。独立した不服申立てを認めないとしても、少なくとも本案と併せて不服申立てがされた場合に、本案の不服申立てに理由がないときであっても手続費用の負担のみを変更できるように明文化すべきである。（一弁有志）

【その他の意見】

- ・ 民事訴訟では、補助参加の申出と同時に控訴することが可能であるから、②及び(注)については、非訟事件においても、訴訟資料の継続的利用を認めるため、原審において当事者参加していなかった申立権者が当事者参加申出とともに即時抗告をすることを認める旨を明記すべきである。（大阪弁）

(2) 抗告審の手續

(前注) 抗告審において、不利益変更禁止の原則及び附帯抗告は、認めないことを前提としている。

ア 抗告裁判所の判断を受ける裁判（民事訴訟法第283条参照）

終局裁判前の裁判は、抗告裁判所の判断を受けるものとする。ただし、不服を申し立てることができない裁判及び即時抗告により不服を申し立てることができる裁判は、この限りでないものとする。

イ 抗告権の放棄（民事訴訟法第284条参照）

抗告をする権利は、放棄することができるものとする。

ウ 抗告提起の方式（民事訴訟法第286条参照）

① 抗告の提起は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならないものとする。

② 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

a 当事者及び法定代理人

b 原裁判の表示及びその裁判に対して抗告をする旨

エ 原裁判所による抗告の却下（民事訴訟法第287条参照）

① 抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、抗告を却下しなければならないものとする。

② ①による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

オ 原裁判の執行停止（民事訴訟法第334条第2項参照）

抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。ただし、抗告裁判所又は原裁判をした裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて又は立てさせないで、抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができるものとする。

（注）担保の規律については、所要の手当てをするものとする。

カ 裁判長の抗告状審査権（民事訴訟法第288条参照）

第2の1(3)の規律は、抗告状が第3の1(2)ウ②に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用するものとする。

キ 抗告があったことの通知（民事訴訟法第289条第1項参照）

【甲案】

抗告裁判所は、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。ただし、抗告を却下し、又は棄却するときは、この限りでないものとする。

【乙案】

抗告裁判所は、抗告が不適法であるとき又は抗告に理由がないことが明らかなきを除き、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。

（注）甲案及び乙案のいずれの場合においても、抗告があったことの通知の方法を、抗告状の写しの送付によりすることに限定するか否かについてはなお検討するものとする。

ク 陳述聴取

抗告裁判所は、原審の当事者及び裁判を受ける者の陳述を聴かなければ、原審の本案裁判を取り消すことができないものとする。

(注) 利害関係参加人であって裁判を受ける者でないものに対する陳述聴取は、必要的なものでないことを前提としている。

ケ 抗告の取下げ（民事訴訟法第292条参照）

① 抗告は、抗告審の終局裁判があるまで、取り下げることができるものとする。

② 第2の8(1)イ及びウの規律は、抗告の取下げについて準用するものとする。

コ 第一審の手続の規定の準用（民事訴訟法第297条参照）

第2（第一審の手続）の規律は、特別の定めがある場合を除き、抗告審の手続について準用するものとする。

サ 原審の手続行為の効力（民事訴訟法第298条第1項参照）

原審においてした手続行為は、抗告審においてもその効力を有するものとする。

シ 抗告棄却（民事訴訟法第302条参照）

① 抗告裁判所は、原裁判を相当とするときには、抗告を棄却しなければならないものとする。

② 原裁判がその理由によれば不当である場合においても、他の理由により正当であるときは、抗告を棄却しなければならないものとする。

ス 抗告権の濫用に対する制裁（民事訴訟法第303条参照）

① 抗告裁判所は、シ①により抗告を棄却する場合において、抗告人が手続の完結を遅延させることのみを目的として抗告を提起したものと認めるときは、抗告人に対し、抗告の提起の手数料として納付すべき金額の10倍以下の金銭の納付を命ずることができるものとする。

② ①による裁判は、抗告に対する裁判の主文に掲げなければならないものとする。

③ ①による裁判は、本案裁判を変更する裁判の告知により、その効力を失うものとする。

④ 最高裁判所（(4)アの抗告にあつては、高等裁判所）は、(4)アの抗告、(5)アの抗告又は(6)アの抗告を棄却する場合においても(2)ス①による裁判を変更することができるものとする。

セ 原裁判が不当な場合の取消し（民事訴訟法第305条参照）

抗告裁判所は、原裁判を不当とするときは、これを取り消さなければならぬものとする。

ソ 原審の裁判の手續が違法な場合の取消し（民事訴訟法第306条参照）

原審の裁判の手續が法律に違反したときは、抗告裁判所は、原裁判を取り消さなければならぬものとする。

タ 事件の差戻し（民事訴訟法第307条及び第308条参照）

① 抗告裁判所は、申立てを不適法として却下した原裁判を取り消す場合には、事件を原裁判所に差し戻さなければならぬものとする。ただし、事件につき更に審理をする必要がないときは、この限りでないものとする。

② ①の場合のほか、抗告裁判所が原裁判を取り消す場合において事件につき更に審理をする必要があるときは、これを原裁判所に差し戻すことができるものとする。

③ 原裁判所における非訟事件の手續が法律に違反したことを理由として事件を差し戻したときは、その非訟事件の手續は、これによって取り消されたものとみなすものとする。

チ 原審の管轄違いを理由とする移送（民事訴訟法第309条参照）

抗告裁判所は、事件が管轄違いであることを理由として原裁判を取り消すときは、事件を管轄裁判所に移送しなければならぬものとする。

（前注）について

- ・ 基本的に賛成するが、相手方がある非訟事件については、公益的・後見の見地はそれほど重視されず、何をもって不利益というかも比較的明らかと考えられるから、特則として、不利益変更禁止の原則及び附帯抗告を認めるべきである。（一弁有志）

アからカまでについて

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

キについて

【甲案に賛成】裁判所（多数），一弁有志

- ・ 甲案に賛成する意見が多数であった。（裁判所）
- ・ 甲案でも、抗告裁判所が判断に迷う場合には必ず通知がされることになると考え

られるので、原審の当事者及び利害関係参加人に対する手続保障として十分である。

(一弁有志)

【乙案に賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁、経団連

- ・ 抗告審では不利益変更禁止の制限はなく、付帯抗告も認められていないとすると、本案裁判を取り消す場合には陳述の機会が認められているとしても、抗告審において不利益を受ける可能性のある相手方等に早い段階で反論の準備をする機会を確保する必要がある。(日弁連)
- ・ 結果的に抗告が却下、棄却される場合であっても、その抗告が不適法か理由がないことが明らかという場合でない限り、当事者及び利害関係参加人には、不利益変更の禁止の原則が存在しない以上、抗告審の判断内容について重大な利害を有するから、抗告人の主張、立証内容に対する反論、反証の機会が与えられるべきである。甲案では、抗告裁判所が当事者及び利害関係参加人に通知をしないまま審理を進め、一定の心証を形成した後に、通知の要否を判断するという事態が生ずるおそれがある。また、通知時期について、遅滞なくされるべきことを明記すべきである。(大阪弁)
- ・ 抗告がされたか否かは関係者にとって関心事であり、十全な手続保障の趣旨からして乙案が妥当である。これにより手続が過度に煩雑になるものではない。(横浜弁)

キの(注)について

【抗告状の写しの送付により通知を行うべきとする意見】日弁連、一弁有志、大阪弁、横浜弁、経団連

- ・ 通知がされる場合には、抗告裁判所で原審の判断が変更される可能性がある以上、原審の当事者等に対して抗告理由を十分に告知する必要があるから、抗告状の写しの送付により通知をすべきである。(一弁有志)

クについて

【賛成】裁判所(多数)、日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 賛成する意見が多数であった。(裁判所)

【反対】なし

【その他の意見】一弁、裁判所

- ・ 陳述聴取の方法を制限することについては、反対意見が多数であった。(裁判所)
- ・ 未成年者、未成年者被後見人については、特別代理人が選任されている場合には、特別代理人の意見を求めるべきである。その他(6)参照(一弁)

クの(注)について

【反対】一弁，一弁有志

- ・ 裁判の結果に重大な影響を受け、また、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるとして利害関係人として参加を求められているのであるから、利害関係参加人からも陳述聴取することが合理的である。（一弁）
- ・ 利害関係参加人であって裁判を受ける者でないものも必要的陳述聴取の対象にすべきである。非訟事件の類型によっては、誰が「裁判を受ける者」に該当するのか必ずしも明らかとはいえないから、「裁判を受ける者」であるか否かで陳述聴取の必要性を区別するのは手続保障に欠けるおそれが強い。この規律は、聴く機会を与えれば足りるものであるから、利害関係参加人の陳述聴取の期限をある程度短期間にするなどの工夫により手続の迅速性を確保することが可能である。（一弁有志）

ケからチまでについて

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

(3) 即時抗告

ア 即時抗告期間

- ① 本案裁判に対する即時抗告は、2週間の不変期間内にしなければならないものとする。
- ② ①の即時抗告の期間は、即時抗告をすることができる者が裁判の告知を受ける者である場合には裁判の告知を受けた日から、裁判の告知を受ける者でない場合には申立人が告知を受けた日から進行するものとする。

(注) 抗告期間経過後の抗告の追完（非訟事件手続法第22条）については手続行為の追完の規律（第1の10(4)オ）により対処することを前提としている。

イ 原裁判所による更正（民事訴訟法第333条参照）

原裁判をした裁判所は、抗告を理由があると認めるときは、その裁判を更正しなければならないものとする。

アについて

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 申立人が複数の場合、裁判の告知を受ける者でない者の即時抗告の起算日は、申立人が告知を受けた日の最も遅い日とすることを明記すべきである。（大阪弁）

【反対】なし

イについて

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，一弁有志

- ・ 更正決定があった場合の即時抗告期間の起算点について，更正決定の告知を受けた日からであることを明確に規定すべきである。（一弁有志）

【反対】なし

(4) 再抗告

ア 再抗告の対象（民事訴訟法第330条，第331条及び第312条第2項参照）

抗告裁判所の裁判に対しては，次に掲げる事由を理由とするときに限り，更に即時抗告をすることができるものとする。

- ① 裁判に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること。
- ② 法律に従って裁判所を構成しなかったこと。
- ③ 法律により裁判に関与することができない裁判官が裁判に関与したこと。
- ④ 専属管轄に関する規定に違反したこと。
- ⑤ 法定代理権，任意代理権又は代理人が手続行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
- ⑥ 裁判に理由の要旨を付せず，又は理由の要旨に食違があること。
- ⑦ 本案裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があること。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

イ 裁判長の抗告状審査権（民事訴訟法第331条，第314条第2項及び第288条参照）

アの抗告（以下「再抗告」という。）においては，(2)カによる裁判長の職権は，原裁判所の裁判長が行うものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

ウ 再抗告の理由の記載（民事訴訟法第331条及び第315条参照）

- ① 抗告状に再抗告の理由の記載がないときは、抗告人は、最高裁判所規則で定める期間内に、抗告理由書を原裁判所に提出しなければならないものとする。
- ② 再抗告の理由は、最高裁判所規則で定める方式により記載しなければならないものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

エ 原裁判所による再抗告の却下（民事訴訟法第331条及び第316条参照）

- ① ウ①に違反して抗告理由書を提出せず，又は再抗告の理由の記載がウ②に違反していることが明らかであるときは，原裁判所は，再抗告を却下しなければならないものとする。
- ② ①による裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

オ 調査の範囲（民事訴訟法第331条及び第320条参照）

再抗告が係属する抗告裁判所（以下「再抗告裁判所」という。）は、抗告状又は抗告理由書に記載の再抗告の理由についてのみ調査をするものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

カ 原裁判の確定した事実の拘束（民事訴訟法第331条及び第321条第1項参照）

原裁判において適法に確定した事実は，再抗告裁判所を拘束するものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

キ 職権調査事項についての適用除外（民事訴訟法第331条及び第322条参照）
オ及びカの規律は，裁判所が職権で調査すべき事項には，適用しないものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 非訟事件手続においては，職権調査事項とそれ以外との区分が不明確であるため，再抗告裁判所を拘束するか否かが不明確になるおそれがある。（裁判所）

ク 最高裁判所への移送（民事訴訟法第331条及び第324条参照）
再抗告裁判所である高等裁判所は，最高裁判所規則で定める事由があるときは，事件を最高裁判所に移送しなければならないものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

ケ 破棄差戻し等（民事訴訟法第331条及び第325条参照）

- ① アに掲げる事由があるときは，再抗告裁判所は，原裁判を破棄し，コの場合を除き，事件を原裁判所に差し戻し，又はこれと同等の他の裁判所に移送しなければならないものとする。
- ② 再抗告裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断は，差戻し又は移送を受けた裁判所を拘束するものとする。
- ③ 原裁判に関与した裁判官は，差戻し又は移送を受けた裁判所の裁判に関与することができないものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

コ 破棄自判（民事訴訟法第331条及び第326条参照）
次に掲げる場合には，再抗告裁判所は，事件について裁判をしな

ければならないものとする。

a 確定した事実について憲法その他の法令の適用を誤ったことを理由として裁判を破棄する場合において、事件がその事実に基づき裁判をするのに熟するとき。

b 事件が裁判所の権限に属しないことを理由として裁判を破棄するとき。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

【反対】なし

(5) 特別抗告

ア 特別抗告の対象等（民事訴訟法第336条第1項参照）

地方裁判所及び簡易裁判所の裁判で不服を申し立てることができないもの並びに高等裁判所の裁判に対しては、その裁判に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

【反対】なし

イ 特別抗告期間（民事訴訟法第336条第2項参照）

アの抗告（以下第1部において「特別抗告」という。）は、裁判の告知を受けた日から5日の不変期間内にしなければならないものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

【反対】なし

ウ 裁判長の抗告状審査権（民事訴訟法第336条第3項、第314条第2項及び第288条参照）

特別抗告においては、(2)カによる裁判長の職権は、原裁判所の裁判長が行うものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

【反対】なし

エ 特別抗告の理由の記載（民事訴訟法第336条第3項及び第315条参照）

- ① 抗告状に特別抗告の理由の記載がないときは，特別抗告人は，最高裁判所規則で定める期間内に，抗告理由書を原裁判所に提出しなければならないものとする。
- ② 特別抗告の理由は，最高裁判所規則で定める方式により記載しなければならないものとする。

【賛成】 日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】 なし

オ 原裁判所による特別抗告の却下（民事訴訟法第336条第3項及び第316条参照）

原裁判所は，特別抗告人がエ①に違反して抗告理由書を提出せず，又は特別抗告の理由の記載がエ②に違反していることが明らかであるときは，特別抗告を却下しなければならないものとする。

【賛成】 日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】 なし

カ 調査の範囲（民事訴訟法第336条第3項及び第320条参照）

特別抗告が係属する抗告裁判所（以下第1部において「特別抗告裁判所」という。）は，抗告状又は抗告理由書に記載の特別抗告の理由についてのみ調査をするものとする。

【賛成】 日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】 なし

キ 原裁判の確定した事実の拘束（民事訴訟法第336条第3項及び第321条第1項参照）

原裁判において適法に確定した事実は，特別抗告裁判所を拘束するものとする。

【賛成】 日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】 なし

ク 職権調査事項についての適用除外（民事訴訟法第336条第3項及び第322条参照）

カ及びキの規律は、裁判所が職権で調査すべき事項には、適用しないものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 非訟事件手続においては、職権調査事項とそれ以外との区分が不明確であるため、再抗告裁判所を拘束するか否かが不明確になるおそれがある。（裁判所）

ケ 破棄差戻し等（民事訴訟法第336条第3項及び第325条参照）

① アに掲げる事由があるときは、特別抗告裁判所は、原裁判を破棄し、コの場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送しなければならないものとする。

② 特別抗告裁判所は、憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反がない場合であっても、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原裁判を破棄し、コの場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送することができるものとする。

③ 特別抗告裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断は、差戻し又は移送を受けた裁判所を拘束するものとする。

④ 原裁判に関与した裁判官は、差戻し又は移送を受けた裁判所の裁判に関与することができないものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

コ 破棄自判（民事訴訟法第336条第3項及び第326条参照）

次に掲げる場合には、特別抗告裁判所は、事件について裁判をしなければならないものとする。

a 確定した事実について憲法その他の法令の適用を誤ったことを理由として裁判を破棄する場合において、事件がその事実に基づき裁判をするのに熟するとき。

b 事件が裁判所の権限に属しないことを理由として裁判を破棄するとき。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

(6) 許可抗告

ア 許可抗告の対象等（民事訴訟法第337条参照）

- ① 高等裁判所の裁判（再抗告及び②の申立てについての裁判を除く。）に対しては，(5)アによる場合のほか，その高等裁判所が②により許可したときに限り，最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。ただし，その裁判が地方裁判所の裁判であった場合に即時抗告をすることができるものであるときに限るものとする。
- ② ①の高等裁判所は，①の裁判について，最高裁判所の判例（これがない場合にあっては，大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には，申立てにより，抗告を許可しなければならないものとする。
- ③ ②の申立てにおいては，(5)アに掲げる事由を理由とすることはできないものとする。
- ④ ②の申立てについては，(5)イからエまでの規律を準用するものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

イ 抗告の許可（民事訴訟法第337条第6項及び第318条第3項参照）

ア②により抗告を許可する場合において，ア①の高等裁判所は，抗告許可の申立ての理由中に重要でないとするものがあるときは，これを排除することができるものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

ウ 抗告の許可があった場合の手続（民事訴訟法第337条第4項から第6項まで参照）

- ① ア②により抗告の許可があった場合には、ア①の抗告（以下第1部において「許可抗告」という。）があったものとみなすものとする。
- ② 許可抗告が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載の抗告の理由についてのみ調査をするものとする。
- ③ ②の規律の適用については、抗告許可の申立ての理由中イにより排除されたもの以外のものを許可抗告の理由とみなすものとする。
- ④ ア②により抗告の許可があった場合の手続については、(5)キからコまでの規律を準用するものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

2 本案裁判以外の裁判に対する不服申立て（新設）

(1) 不服申立ての対象

ア 原則

本案裁判以外の裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができるものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

イ 裁判所書記官の処分に対する不服申立て（民事訴訟法第121条参照）

- ① 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をするものとする。
- ② ①の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

ウ 受命裁判官等の裁判に対する不服申立て（民事訴訟法第329条参照）

- ① 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対して不服がある当事者は、非訟事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができる

ものとする。ただし、その裁判が非訟事件が係属している裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限るものとする。

- ② ①の異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 最高裁判所又は高等裁判所に非訟事件が係属している場合における①の規律の適用については、①のただし書中「非訟事件が係属している裁判所」とあるのは、「地方裁判所」と読み替えるものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

(2) 即時抗告期間（民事訴訟法第332条参照）

本案裁判以外の裁判に対する即時抗告は、裁判の告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならないものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

(3) 抗告審の手續，即時抗告，再抗告，特別抗告及び許可抗告の規律の準用

本案裁判以外の裁判に対する不服申立てについては、1(2)(キ及びクを除く。)、(3)イ及び(4)から(6)までの規律を準用するものとする。ただし、1(2)オ中「原裁判をした裁判所」とあるのは、「原裁判をした裁判所若しくは裁判官」と読み替えるものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

第4 再審（新設）

1 再審の事由（民事訴訟法第338条及び第339条参照）

（前注）再審の対象となる「確定した終局裁判」のうち、「確定した」とは、当事者による通常の不服申立ての手段が尽きたことをいい、職権による裁判の取消

し・変更の余地があったとしても、「確定した」ということを妨げないものとするを前提としており、また、「終局裁判」には、本案裁判以外の裁判（申立書却下命令，証拠調べに関する過料の裁判等）を含むことを前提としている。

- ① 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局裁判に対し、再審の申立てにより、不服を申し立てることができるものとする。ただし、再審の申立人が即時抗告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでないものとする。
 - a 法律に従って裁判所を構成しなかったこと。
 - b 法律により裁判に関与することができない裁判官が裁判に関与したこと。
 - c 法定代理権，任意代理権又は代理人が手続行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
 - d 裁判に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。
 - e 刑事上罰すべき他人の行為により，裁判に影響を及ぼすべき裁判の資料を提出することを妨げられたこと。
 - f 裁判の資料となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。
 - g 証人，鑑定人，通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が裁判の資料となったこと。
 - h 裁判の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。
 - i 裁判に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。
 - j 不服の申立てに係る裁判（却下又は棄却の裁判を除く。）の結果が前に確定した裁判（却下又は棄却の裁判を除く。）の結果と抵触すること。
- ② ① d から g までに掲げる事由がある場合においては、罰すべき行為について、有罪の判決若しくは過料の裁判が確定したとき、又は証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないときに限り、再審の申立てをすることができるものとする。
- ③ 抗告審において事件につき終局裁判（抗告状を却下した場合及び抗告申立てが不適法であることを理由に抗告を却下した場合を除く。）

をしたときは、第一審の本案裁判に対し再審の申立てをすることができないものとする。

- ④ 終局裁判の基本となる裁判について①に掲げる事由がある場合（①dからgまでに掲げる事由がある場合にあつては、②の場合に限る。）には、その裁判に対し独立した不服申立ての方法を定めているときにおいても、その事由を終局裁判に対する再審の理由とすることができるものとする。

【賛成】日弁連（①j以外につき）、大阪弁、横浜弁

- ・ これまで再審の規律がなかった非訟事件にも訴訟事件と同様の再審手続を認めるもので、賛成する。再審事由は、民事訴訟法の各規定のそれらと同様であるが（ただし、微妙に表現が異なる部分がある）、非訟事件に、これらと異なる事由を規定する必要性は見あたらない。（大阪弁）
- ・ 再審が必要とされる理由は、非訟事件においても妥当する。再審の申立てができることを明らかにするためにも明文化すべきである。（横浜弁）

【反対】日弁連（①jにつき）

- ・ 民事訴訟法338条1項10号は、既判力が抵触する判決につき再審事由と認めているのであり、非訟事件の裁判には直接妥当しない。（日弁連）

【その他の意見】

- ・ 終局裁判の内容・対象について、頭書では、「終局裁判」には本案裁判以外の裁判（申立書却下命令、証拠調べに関する過料の裁判等）を含むことを前提とする旨の記載があり、③には、終局裁判（抗告状を却下した場合及び抗告申立てが不適法であることを理由に抗告を却下した場合を除く。）とあり、さらには、④には、終局裁判の基本となる裁判という表現がなされ、それぞれの対象とする裁判の範囲が明確ではないので、その対象を具体的に列挙すべきである。（大阪弁）
- ・ 積極的に異議を唱えるものではないが、労働審判法における実際の運用には無理があるとする。（労弁）

2 管轄裁判所（民事訴訟法第340条参照）

- ① 再審の申立ては、不服の申立てに係る終局裁判をした裁判所の管轄に属するものとする。
- ② 審級を異にする裁判所が同一の事件についてした終局裁判に対する再審の申立ては、上級の裁判所が併せて管轄するものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 民事訴訟法では、まず「再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる」(338条1項柱書)と規定し、当該「不服の申立て」との表現を受けて340条1項は「不服の申し立てに係る判決」と規定されているが、今般の中間試案では「不服の申立て」自体に、独自の意味を持たせており(第3 不服の申立等。なお、民事訴訟法では「不服の申立て」との見出しは存在しない。)、民事訴訟法340条1項と同じ用語を用いることの当否を検討する必要がある。(大阪弁)

3 再審の手續(民事訴訟法第341条参照)

再審の手續については、その性質に反しない限り、各審級における手續に関する規律を準用するものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 労働審判手續については、労働審判委員会が再審事由の存否という法的判断をすることは、相当でない。(裁判所)
- ・ 民事訴訟法の条文では「訴訟手續」と表現される文言が、中間試案では「手續」と表現されているが、「非訟手續」で統一する等表現を検討する必要がある。(大阪弁)

4 再審期間(民事訴訟法第342条参照)

- ① 再審の申立ては、当事者が終局裁判の確定した後再審の事由を知った日から30日の不変期間内にしなければならないものとする。
- ② 終局裁判が確定した日(再審の事由が終局裁判の確定した後に生じた場合にあつては、その事由が発生した日)から5年を経過したときは、再審の申立てをすることができないものとする。
- ③ ①及び②の規律は、1①cに掲げる事由のうち代理権を欠いたこと及び同jに掲げる事由を理由とする再審の申立てには、適用しないものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 再審事由は、民事訴訟法の各規定のそれと同様であるが、これらと異なる事由を規定する必要性は見あたらない(大阪弁)

【反対】なし

5 再審の申立書の記載事項（民事訴訟法第343条参照）

再審の申立書には，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- a 当事者及び法定代理人
- b 不服の申立てに係る終局裁判の表示及びその終局裁判に対して再審を求める旨
- c 不服の理由

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

6 不服の理由の変更（民事訴訟法第344条参照）

再審の申立てをした当事者は，不服の理由を変更することができるものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

7 再審の申立ての却下等（民事訴訟法第345条参照）

- ① 裁判所は，再審の申立てが不適法である場合には，これを却下しなければならないものとする。
- ② 裁判所は，再審の事由がない場合には，再審の申立てを棄却しなければならないものとする。
- ③ ②による裁判が確定したときは，同一の事由を不服の理由として，更に再審の申立てをすることはできないものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

8 再審開始の裁判（民事訴訟法第346条参照）

- ① 裁判所は，再審の事由がある場合には，再審開始の裁判をしなければならないものとする。
- ② 裁判所は，①の裁判をする場合には，終局裁判の当事者及び裁判を

受ける者の陳述を聴かなければならないものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 補足説明・第1・5では、「裁判を受ける者」から陳述聴取をするか否かについては、個別の法令により対処することを前提にしていると記載しているが、再審については、一般法において、陳述聴取を要件としており、正当である。（大阪弁）

【反対】なし

9 即時抗告（民事訴訟法第347条参照）

- ① 7①及び②並びに8①の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 8①の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

10 審理及び裁判（民事訴訟法第348条参照）

- ① 裁判所は、再審開始の裁判が確定した場合には、終局裁判に係る事件の審理及び裁判をするものとする。
- ② 裁判所は、①の場合において、終局裁判を正当とするときは、再審の申立てを棄却しなければならないものとする。
- ③ 裁判所は、②の場合を除き、終局裁判を取り消した上、更に裁判をしなければならないものとする。
- ④ 終局裁判に即時抗告をすることができる者は、②により再審の申立てを棄却する裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

11 執行停止の裁判（民事訴訟法第403条第1項第1号及び第2項参照）

- ① 裁判所は、再審の申立てがあつた場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立

てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができるものとする。
② ①の申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

第5 外国人に関する非訟事件の手続（非訟事件手続法第33条ノ3関係）

非訟事件手続法第33条の3と同様の規律を置かないことについて、なお検討するものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 現状，非訟事件手続法第33条ノ3に基づく手続が設けられていないのであれば，同規定を維持する理由は乏しく，廃止すべきである。（大阪弁）

【反対】なし

第6 相手方がある非訟事件に関する特則

1 相手方がある非訟事件に関する特則の要否

【甲案】

相手方がある非訟事件については，当事者双方に攻撃防御を尽くすことができるようにするために，特則を置くものとする。

（注）非訟事件のうちどれが相手方がある事件であるのかについては，法令により個別的に定まるものとするを前提としている。なお，現在，法令により，手続上の相手方の存在を予定した手続を設けているものとしては，借地非訟事件（借地借家法参照。）及び労働審判事件（労働審判法参照）などがある。

【乙案】

相手方がある非訟事件について，特段の特則を置かないものとする。

【甲案に賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，一弁有志，個人1

- ・ 相手方がある事件について，合意管轄を認めるなど，特則を設ける必要性は高い。乙案において，個別の法令で，特則に対応した規定を設けることにすれば，同じことであるが，本法と同時にすべての法律に特則を設けることができるか疑問であり，

仮に規定がない場合でも、解釈によって相手方がある事件と判断される場合に、特別に当たる規定が適用になるか個別に問題となる。(日弁連)

- ・ 非訟事件においても手続保障が必要であることに異論はないはずであり、その観点から、相手方がある非訟事件についての特則を定めることは是非必要であり、特則を置かないとなれば、今回の改正の意義が根本的に問われることとなる。(大阪弁)
- ・ 相手方のある非訟事件については、手続保障の趣旨から、当事者双方に十分に攻撃防御の機会を与えるべきであることからすると、非訟事件手続法に通則的な規定をおくべきである。(横浜弁)
- ・ 文書提出命令等、非訟事件全体に適用される総則的な規定は非訟事件手続法で定めておくべき。乙案において、個別の法令を改正することは遠である。(一弁有志)

【乙案に賛成】裁判所（多数）、日司連

- ・ 乙案に賛成する意見が多数であった。その他、非訟事件には多種多様な類型があり、相手方のある事件と相手方のない事件の区別が困難である。相手方のある事件かどうか争われ、かえって迅速な権利の実現を妨げる結果となるおそれがあるとの指摘等があった。(裁判所)
- ・ 相手方の存在を予定している非訟事件について、特別の手当てをすることの趣旨及び重要性については賛成する。

しかしながら、「相手方がある非訟事件」は法令により個別的に定められることを前提とするならば、個々の法令で事件の性質等を考慮した手当てがされているのであれば、あえて一般法たる非訟法に特則を置く必要はなく、かえって混乱を招くおそれもある。(日司連)

【その他の意見】

- ・ 会社非訟など相手方のある非訟事件の特則を適用するのが相当と考えられる非訟事件については、相手方のある事件として扱われるよう個別の法令について所要の改正を行うべきである。(日弁連)
- ・ 非訟事件手続法の中に、各法令中の相手方がある非訟事件についてリストアップして列挙すべきである。(大阪弁)
- ・ 「法令により個別に定まるものとするを前提としている」との点については、今般の法制審議会非訟事件手続法・家事審判法部会において、いずれの規定が「相手方ある非訟事件」に該当するのについても検討し、整備法その他所要の整備を実施すべきである。(個人)
- ・ 労働審判との関係では、労働審判法及び同規則に定めがあるので、特則を置く必要はない。仮に甲案を採用するとしても、労働審判法及び同規則と矛盾する規定については、労働審判法において適用除外とすべきである。(労弁)

2 相手方がある非訟事件に関する特則の具体的内容

相手方がある非訟事件に関する特則として、例えば、以下のような規律を置くものとするについては、規律の特質を踏まえて、それぞれの規律ごとになお検討するものとする。

(1) 管轄

当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができるものとする。

(注) 仮に、合意管轄を認める場合には、合意の方式（民事訴訟法第11条第2項及び第3項）、応訴管轄（同法第12条参照）、必要的移送（同法第19条）及び合意管轄の違背に関する主張制限（同法第299条第1項ただし書の括弧書参照）についても、所要の手当てをするものとする。

【賛成】裁判所（多数）日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 賛成意見が多数であった。（裁判所）
- ・ 基本的な方向性について賛成。（横浜弁）

【反対】一弁有志

- ・ 非訟事件においては職権主義による証拠調べも念頭に置くべきであり、会社非訟においては利害関係者が多く存在することから、裁判所や利害関係者の都合を無視した合意管轄を認めることは疑問。株主と会社を通じて一部の株主の関与を阻害することも想定される。なお、管轄裁判所が一つであることによる不都合については、管轄裁判所以外の裁判所への移送を認めることで対処可能。（一弁有志）

【その他の規定】

- ・ 合意管轄については既に労働審判法第2条に定めがある。（労弁）

(2) 法定代理及び任意代理

法定代理権及び任意代理権の消滅は、〔裁判所に対する通知（第1の5（6）及び8（7）参照）に代えて、〕本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければ、その効力を生じないものとする。

(注) 第1の5（6）及び8（7）において甲案又は乙案のどちらを採用するのかと併せて検討する必要がある。

【賛成】裁判所（多数）、日弁連、大阪弁、横浜弁、一弁有志

- ・ 賛成意見が多数であった。（裁判所）
- ・ 相手方のない非訟事件については、法定代理権の消滅は直ちに生じ、任意代理権の消滅は通知がなければ生じないという意見を述べたが、相手方がある非訟事件の特

則としては、相手方の利益を重視して、他方当事者への通知がなければ、法定代理権、任意代理権を問わず、消滅しないとするべきである。(大阪弁)

- ・ 手続の安定、明確化及び他方当事者の保護の見地から、基本的には賛成である。ただ、手続の安定、明確化の趣旨に照らせば、民事訴訟規則第17条及び第23条第3項の規定のように、裁判所に対する届出義務の規定も併せて設ける必要がある。(一弁有志)
- ・ 基本的な方向性について賛成。(横浜弁)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 事件係属の通知について、既に労働審判法第14条第1項及び労働審判規則第10条がある。(労弁)

(3) 脱退

〔脱退は、裁判所の許可（第1の7参照）に加えて、他方の当事者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。〕

(注) 第1の7と併せて規律の必要性及び要件等を検討する必要がある。

【賛成】裁判所（一部）、日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 賛否両論が出された。(裁判所)
- ・ (注)の第1の7は、裁判所の許可を要件とすべきであり、相手方がある非訟事件では、他方の当事者の同意も要求すべきである。(大阪弁)
- ・ 基本的な方向性について賛成。(横浜弁)

【反対】裁判所（一部）

- ・ 賛否両論が出された。(裁判所)

【その他の意見】

- ・ 議論の前提として、脱退の効力を明らかにされたい。非訟事件に関与する必要を欠くに至った場合、事実上手続きに関与せずに放置すれば足りる余地がある。特に対世効の及ぶ会社非訟においては、脱退にいかなる効力を付与するのか疑問。(一弁有志)

(4) 第一審の審理手続

ア 事件係属の通知

裁判所は、非訟事件の申立てが不適法であるとき又は非訟事件の申立てに理由がないことが明らかなきを除き、相手方に対し、非訟事件が係属したことを通知しなければならないものとする。

(注) 事件係属の通知の方法(申立書の送付に限定するか否か等)についても、なお検討するものとする。

アについて

【賛成】裁判所(多数)、日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 基本的な方向性について賛成。(横浜弁)

【反対】なし

(注) について

【通知の方法を制限すべきとする意見】大阪弁、一弁有志

- ・ 事件係属の通知の方法は、非訟事件の通則としては、申立書の送付とすべきであり、他の方法を規定する必要はない。(大阪弁、一弁有志)

【通知の方法を制限すべきでないとする意見】裁判所

- ・ 通知の方法を制限することに反対する意見が多数であった。事案によっては、申立書の送付によって紛争を誘発するおそれがあるとの指摘があった。(裁判所)

【その他の意見】

- ・ 通知方法としては、抗告の申立書の写しをそのまま送付することを原則とすることが望ましい。(経団連)

イ 陳述聴取

裁判所は、非訟事件の申立てが不適法であるとき又は非訟事件の申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当事者の陳述を聴かなければならないものとする。

(注) 本文による陳述聴取の方法を審問に限定するか否か、当事者に審問の申立権を認めるか否か等についても、なお検討するものとする。

イについて

【賛成】裁判所(一部)、日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 賛否両論が出された。(裁判所)
- ・ 基本的な方向性について賛成。(横浜弁)

【反対】裁判所(一部)

- ・ 賛否両論が出された。(裁判所)

【その他の意見】

- ・ 陳述聴取の方法を審問に限定する必要まではないが、手続保障の観点から、審問の申立権は認めるべきである。また、手続保障のため、当事者に陳述の機会を与える

べきであるが、簡易迅速性との調和の観点から、相当の期間という制限を設けるべきである。(一弁有志)

- ・ 陳述聴取について、既に労働審判法第15条第1項がある。(労弁)

(注) について

- ・ 当事者の審問の申立権が、補足説明の記載のような、当事者に審問の機会を与えられれば足り必要とするべきではないとして提案されているものであれば、必ず一度は審問により陳述を聴取すべきであり、申立ての有無に委ねるべきものではない。(大阪弁)
- ・ 聴取方法を制限することに反対する意見が多数であった。(裁判所)

ウ 審問の立会権

裁判所が当事者を審問するときは、他の当事者は、その審問に立ち会うことができるものとする。

【賛成】 日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 基本的な方向性について賛成。(横浜弁)

【反対】 なし

【その他の意見】

- ・ 例外規定を置くべきであるとする意見が出された。(裁判所)
- ・ 審問の立会権について、労働審判法第15条第1項や、民訴法の例による証拠調べは、立会いを前提としている。(労弁)

エ 審理の終結

裁判長は、相当の猶予期間において、審理を終結する日を定めなければならないものとする。ただし、当事者が立ち会うことができる期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができるものとする。

【賛成】 裁判所（多数）、日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 基本的な方向性について賛成。(横浜弁)

【反対】 裁判所（一部）

【その他の意見】

- ・ 賛成する意見が多数であったが、以下の反対意見が出された。
一律に猶予期間を置いて審理終結日を定めなければならないとすると、猶予期間

中の主張等の追加が繰り返されたり、既に裁判に熟している事件について速やかに判断することが困難になるなどし、裁判の告知までの期間が長くなるおそれがある。

当事者の陳述聴取をしなければならない事案について、審理の終結日を定めることとしてはどうか。(裁判所)

- ・ 裁判日について、「労働審判手続においては、特別の事情がある場合を除き、3回以内の期日において、審理を終結しなければならない」(労働審判法15条2項)ところ、労働審判手続運用の現状では、労働審判はほぼ期日における口頭告知(労働審判法20条6項)でなされているため、労働審判手続では、裁判日を予測するための規定は不要である。(労弁)

オ 裁判日

当事者が裁判日を予測することができるようにするための規定(例えば、①審理の終結から一定期間内(例えば、2か月以内)に終局裁判をする旨の規律、②審理の終結時又はその後に、裁判日又はその予定時期を当事者に告知する旨の規律など)を置くものとする。

【審理の終結から一定期間内(例えば、2か月以内)に終局裁判をする旨の規律を設けるべきとする意見】裁判所(多数)

- ・ 一定期間内に裁判をする旨の規律については、賛成する意見が多数であった。(裁判所)

【審理の終結時又はその後に、裁判日又はその予定時期を当事者に告知する旨の規律などを設けるべきとする意見】裁判所(一部)、日弁連、大阪弁

- ・ 裁判日又はその予定時期を告知する旨の規律については、賛否両論が出された。(裁判所)
- ・ 当事者としては裁判の結果により、短期間で不服申立てをするか否かについて判断しなければならないのであり、具体的な特定の日を定めなければ裁判の予測と不服申立ての準備が困難であるから、特定の裁判日を定める旨の規定を設けるべきである。(日弁連)
- ・ 終局裁判がいつ行われるかは、裁判を行っている当事者に非常に大きな利害関係があり、重大な関心事であることは当然であり、それを知らせることは裁判所の重要な責務である。終局裁判が行われる一定期間を示すことでは不十分であり、裁判日を告知すべきである。従来、裁判に対する不服申立期間は短く、年末や長期連休前に予告なく裁判の告知を受けて困惑することも多い。

告知した裁判日より早く裁判が可能であり、あるいは、遅くなる場合には変更した裁判日を告知すればよい。裁判日の告知を避けて、裁判の予定時期を告知する

こととしても、その予定時期だから変更されても告知の必要がないということでは
きないから、およそ意味がない。(大阪弁)

**【審理の終結時又はその後に、裁判日又はその予定時期を当事者に告知する旨の規律な
どを設けるべきでないとする意見】裁判所（一部）**

- ・ 裁判日又はその予定時期を告知する旨の規律については、賛否両論が出された。
その他、以下の指摘等があった。

特定の日を定めなければならないものとするということについては、かえって裁判が告
知される時期が遅れることにつながる可能性があるため、相当ではない。

裁判日を定義する必要がある。

当事者の陳述聴取をしなければならない事案について、裁判日を定めることとし
てはどうか。(裁判所)

(5) 事実の調査

裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合
を除き、その旨を当事者に告知しなければならないものとする。

【賛成】裁判所（一部）、日弁連、大阪弁、横浜弁

- ・ 基本的な方向性について賛成。(横浜弁)

【反対】裁判所（一部）

- ・ 賛否両論が出された。非訟事件には争訟性の低い事件も少なくなく、調査の内容
が登記等の客観的事実の確認にとどまることも多いため、一律に告知を要求する必
要性に乏しいとの指摘等があった。(裁判所)

【その他の意見】

- ・ 事実の調査について、労働審判手続では、労働審判規則10条、20条との定めがあ
るので、新たな規定は不要である。(労弁)

(6) 取下げ

非訟事件の申立ての取下げは、相手方の同意がなければ、その効力
を生じないものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁、裁判所（一部）

- ・ 賛否両論が出された。(裁判所)
- ・ 基本的な方向性について賛成。(横浜弁)

【反対】裁判所（一部）

- ・ 賛否両論が出された。(裁判所)

【その他の意見】

- ・ 労働審判手続については、①訴訟移行後、相手方（被告）が準備書面の提出等をするまでは、訴えを取り下げることができることとの不均衡が生ずる、②簡易迅速な手続であることから、準用に反対である。（裁判所）
- ・ 取下げについて、相手方の同意を要するとする意見については、労働審判規則11条が、相手方の同意を要件していないことと矛盾する。（労弁）

(7) 抗告

ア 抗告の通知

抗告裁判所は、本案裁判に対する抗告が不適法であるとき又は本案裁判に対する抗告に〔理由がないことが明らかなとき〕〔理由がないとき〕を除き、遅滞なく、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。

（注）通知をせずに抗告を棄却することができる要件については、第3の1(2)キにおいて甲案又は乙案のどちらを採用するのかと併せて検討する必要がある。

アについて

【賛成】裁判所，日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 基本的な方向性について賛成。（横浜弁）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 抗告についての相手方がある非訟事件に関する特則については、労働審判法が、抗告制度ではなく、異議申立てによる本訴移行制度によっていることから、不要である。（労弁）

〔理由がないことが明らかなとき〕又は〔理由がないとき〕について

【理由がないことが明らかなときに限り通知を不要とすべきとする意見】大阪弁

- ・ 通知をせずに抗告を棄却することができる要件は、〔理由がないことが明らかなとき〕に限るべきである。（大阪弁）

【理由がないときにも通知を不要とすべきとする意見】裁判所（多数），一弁有志

- ・ 抗告に理由がないときを除き通知するものとする規律に賛成する意見が多数であった。（裁判所）
- ・ 原審の当事者及び利害関係参加人に対する手続保障として、通知を要しないための要件は〔理由がないとき〕でよい。（一弁有志）

イ 陳述聴取

抗告裁判所は、本案裁判に対する抗告が不適法であるとき又は本案裁判に対する抗告に〔理由がないことが明らかなとき〕〔理由がないとき〕を除き、原審の当事者及び利害関係参加人の陳述を聴かなければならないものとする。

(注1) 陳述を聴かずに抗告を棄却する要件については、アと併せて検討する必要がある。

(注2) 本文による陳述聴取の方法を審問に限定するか否か等についても、なお検討するものとする。

イについて

【賛成】裁判所（多数）、日弁連、一弁、大阪弁、横浜弁

- ・ 基本的な方向性について賛成。（横浜弁）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 未成年、未成年後見人に特別代理人が選任されている場合には、特別代理人の意見をも求めるべきである。（一弁）

(注1) について

【陳述を聴かずに抗告を棄却することができるものとするべきとする意見】裁判所（多数）、
一弁有志

- ・ 抗告に理由がないときを除き陳述を聴取するものとする規律に賛成する意見が多数であった。（裁判所）
- ・ 通知を要しないための要件は、アと同様〔理由がないとき〕でよい。（一弁有志）

【理由が明らかな場合に限り、陳述を聴かずに抗告を棄却することができるものとするべきとする意見】大阪弁

- ・ 陳述を聴かずに抗告を棄却することができる要件は、〔理由がないことが明らかなとき〕に限るべきである。（大阪弁）

(注2) について

【審問に限るべきとする意見】大阪弁

- ・ 陳述聴取の方法は審問に限るべきである。（大阪弁）

【審問に限るべきでないとする意見】裁判所（多数）、一弁有志

- ・ 陳述聴取の方法を審問に限定することに反対する意見が多数であった。(裁判所)
- ・ 陳述聴取の方法については、第一審で争う機会が与えられていることを前提とすれば、抗告審においてその方法を厳格に定める必要はなく、裁判所が適当と認める方法で陳述聴取の機会を与えれば足りる。(一弁有志)

ウ 再度の考案

本案裁判について、再度の考案はすることができないものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，一弁有志

- ・ 本案裁判について再度の考案がなされると、再度の考案についての抗告があった場合、前の本案裁判に対する抗告との関係を考えて、本案の審理が複雑化する。不利益変更の原則は適用されないことを考慮すべきである。(大阪弁)
- ・ 当事者が攻撃防御を尽くした上での結論であるから、安易に更正を認めるべきではない。ただし、法令違反を発見したときや計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときまで一切変更を認めないのは硬直的にすぎるので、変更の判決（民事訴訟法第256条第1項）や更正決定（民事訴訟法第257条第1項）に相当する規定を設けるべきである。(一弁有志)
- ・ 基本的な方向性について賛成。(横浜弁)

【反対】裁判所（有力）

- ・ 反対意見が有力であった。計算違い等の明白な誤りゆうがある場合のほか、原決定の誤りを緊急に是正する必要がある場合もあり得るところ、再度の考案を認めることにより、抗告をするまでもなく迅速な対応をすることが可能になるとの指摘等があった。(裁判所)

(8) 当事者照会制度

当事者は、事件の係属中、他方の当事者に対し、裁判資料の提出を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができるものとする。

(注) 民事訴訟法第163条ただし書各号に規定する事項については、照会をすることができないものとすることを前提とする。

【賛成】日弁連，大阪弁

【反対】経団連

- ・ 裁判資料の収集に当たっては、当事者に事実の調査や証拠調べへの協力すべき規定が置かれることも鑑みると、あえて新設する必要があるか疑問が残る。(経団連)

【その他の意見】

- ・ 当事者照会制度については、非訟事件についても妥当するか否かについて十分な検討が必要である。(横浜弁)

第7 民事非訟事件

- | |
|--|
| <p>1 裁判上の代位に関する事件（非訟事件手続法第72条から第79条まで関係）</p> <p>① 債権者は、自己の債権の期限前に債務者の権利を行使しなければ、その債権を保全することができないとき、又はその債権を保全するのに困難を生ずるおそれがあるときは、裁判上の代位を申し立てることができるものとする。</p> <p>② 裁判上の代位に関する事件は、債務者の住所地を管轄する地方裁判所が管轄するものとする。</p> <p>③ 裁判上の代位に関する事件の申立書には、第2の1(1)に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。</p> <p>a 債務者及び第三債務者の氏名又は名称及び住所</p> <p>b 債権者の保全すべき債権及び代位に係る権利</p> <p>④ 裁判所は、①による申立てを理由があると認めるときは、担保を立てさせて、又は立てさせないで、これを許可することができるものとする。</p> <p>⑤ ①による申立てを許可した裁判は、債務者に告知しなければならないものとする。</p> <p>⑥ ⑤による告知を受けた債務者は、その代位に係る権利の処分を行うことができないものとする。</p> <p>⑦ 申立人は、①による申立てを却下する裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。</p> <p>⑧ 債務者は、①による申立てを許可する裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。</p> <p>⑨ 抗告審における手続費用及び抗告人が負担した原審における手続費用については、申立人及び抗告人を当事者とみなして民事訴訟法第61条の規定に従いその負担者を定めるものとする。</p> <p>⑩ 裁判上の代位に関する手続は公開とし、検察官は同手続に立ち会わないものとする。</p> |
|--|

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

2 保存，供託，保管及び鑑定に関する事件（非訟事件手続法第80条から第89条まで関係）

- ① a 民法第262条第3項（後段）の証書保存者の指定に関する事件は，共有物の分割がされた地を管轄する地方裁判所が管轄するものとする。
- b 裁判所は，aの指定に関する裁判をするには，共有者を審尋しなければならないものとする。
- c 裁判所がaの指定をした場合には，その手続費用は，共有者の全員の負担とするものとする。
- ② a 民法第495条第2項の供託所の指定及び供託物の保管者の選任に関する事件は，債務の履行地を管轄する地方裁判所が管轄するものとする。
- b 裁判所は，aの指定及び選任に関する裁判をするには，債権者及び弁済者を審尋しなければならないものとする。
- c 裁判所が，aの指定及び選任をした場合には，その手続費用は，債権者の負担とするものとする。
- ③ a 裁判所は，②により選任した保管者を改任することができるものとする。
- [b ②により選任された保管者は，その任務を辞しようとするときは，裁判所にその旨を届け出なければならないものとする。
- c bによる届出があった場合には，裁判所は，更に保管者を選任しなければならないものとする。]
- d 裁判所は，aによる保管者の改任に関する裁判をするには，債権者及び弁済者を審尋しなければならないものとする。
- e ②又は③cによる保管者の選任の裁判及び③aによる保管者の改任の裁判に対しては，不服を申し立てることができないものとする。
- f 民法第658条第1項，第659条から第661条まで及び第664条の規定は，②又は③a若しくはcにより選任された保管者について準用するものとする。ただし，同法第660条の通知は，弁済者に対して行うものとする。

（注） b及びcの規律については，裁判所が選任した保管者が裁判所への届出により自由に辞任することができるとするのは相当でないとも考えられることから，これらの規律を維持するか否かについては，なお検討するものとする。

- る。
- ④ ②の規律は、民法第497条の裁判所の許可について準用するものとする。
- ⑤ a ② a 及び b の規律は、民法第354条により質物をもって直ちに弁済に充てることを請求する場合について準用するものとする。
- b 裁判所が a による請求を許可した場合には、その手続費用は、債務者の負担とするものとする。
- ⑥ a 民法第582条の鑑定人の選任〔、呼出し及び尋問〕は、不動産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄するものとする。
- b 裁判所が a の鑑定人の選任をした場合には、その手続費用は、買主の負担とするものとする。〔呼出し及び尋問の費用についても同様とするものとする。〕
- (注) ⑥ a 及び b の規律については、裁判所は鑑定人の選任のみに関与すべきであるとの考え方があることを踏まえ、呼出し及び尋問に関する規律を維持するか否かについては、なお検討するものとする。
- ⑦ 検察官は、①から⑥までの手続については、立ち会わないものとする。
- ⑧ ①から⑥までにより指定若しくは選任をし、又は許可をした裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

2について

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 本文③ d について、保管から相当期間経過後に、債権者及び弁済者の所在を確認することが困難な場合も予想され、そのような場合に対応する例外規定がないと困難が生ずることも考えられる。(裁判所)

③ b 及び c (③の(注))について

【③ b 及び c の規律を設けるべきでないとする意見】裁判所、大阪弁

- ・ 規律を設けないことに賛成する意見が出された。(裁判所)
- ・ (注)③ b, c については、届出により自由に辞任できるとすることは相当ではないので、b, c の規律を設けずに、保管者に①の職権の発動を求めるに留めるべきである。(大阪弁)

⑥a及びb（⑥の（注））について

【呼出し及び尋問に関する規律を設けるべきとする意見】大阪弁

- ・（注）⑥ a， bについては，裁判所の関与を鑑定人の選任のみに限定すべきではなく，呼出し，尋問も関与すべきであり，〔，呼出し及び尋問〕〔呼出し及び尋問の費用〕についても規定すべきである。（大阪弁）

3 外国法人及び夫婦財産契約の登記（非訟事件手続法第117条から第122条まで関係）

外国法人及び夫婦財産契約の登記についての規律（非訟事件手続法第117条から第122条まで）については，所要の手当てをするものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 外国法人登記について，非訟事件手続法第3章が適用される外国法人は，「法律又は条約の規定により認許された外国法人」のみであるが，その登記に関しては，民法第37条と非訟事件手続法第3章とに規定が分在しており，わかりづらいものとなっている。したがって，これらの規定を統合し，体系的に整理した特別法を制定すべき。なお，現に「法律又は条約の規定により認許された外国法人」として認許されている実数が極めて少ないことを考慮すれば，外国会社についての規律を統合させた「外国法人法（仮称）」を制定することも検討すべきである。

夫婦財産契約について，登記件数が毎年5件程度であり，ほとんど利用されていない実情にかんがみれば，登記制度を廃止して，要式行為を要求し，例えば公正証書の作成によって，夫婦の承継人及び第三者に対抗することができるものとすることを検討すべきである。登記制度を存続する場合には，非訟事件手続法第3章に置かれている登記に関する規定は，民法典に移設すべきである。（日司連）

- ・ 外国法人登記は実施法で規定すれば足りるから削除する。夫婦財産契約登記は，東京法務局で全国を扱う。成年後見登記などと同様にする。（個人）

以上